

処 理 結 果 通 知 書

政法第2991号-1
情公推第28号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年7月31日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案2：平成27年7月31日付け</p> <p>(1) 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という）教育長（以下「教育長」という）の部分開示決定に従って、平成〇〇年〇月〇日午前〇〇時頃、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）職員から情報の開示を受けようとした。</p> <p>福利課職員の隣に顔を伏せたままの男が座っていたので、当方は福利課職員と同僚職員だと思った。ところがこの男はずっと顔を伏せたまま、福利課職員と当方の話を聞いていたので、確認したところ、教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員であった。</p> <p>当方は福利課職員に質問した。以下（①は苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）、②は福利課職員）は当日作成した私のメモである。</p> <p>①「今日は福利課から開示を受ける日のはずだが」</p> <p>②「開示の情報に教育総務課の情報が含まれるから同席をお願いした」</p> <p>①「これまでは、こんなことはなかった。当方から要請があれば、関連する他課を呼べばいいはずで、これでは教育総務課が隣に黙って座って、開示の様子をじっと観察し、威圧、威嚇、脅しをかけているように感じる。退席させてほしい」</p> <p>この時、教育総務課職員が立ち上がり、福利課職員に覆いかぶさるようにして「情報公開の総合調整としてここに来ているんですね」と釘をさすように言った。</p> <p>①「総合調整とは開示請求があった場合、どの課が開示するか庁内の調整であって、開示の窓口業務ではない。今日の開示は福利課が担当課として対応することになっている。教育総務課から開示を受ける連絡はない。これでは妨害ではないか。」</p>
------	---

2人の言っている理由も違う。福利課職員は一度福利課に戻って、上司ときちんと話をし、これまでどおりの開示をしてほしい」

ほぼ1時間後の〇〇時〇〇分頃、福利課職員が現れた。

②「上司の福利課経理・貸付班長（以下「経理・貸付班長」という。）から確認してきた。教育総務課情報公開担当者は、必ず実施機関の公開事務（窓口）に立ち会うことになっている」

①「教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課が他課が行う公開事務に立ち会うことなどないはずだ。そんなことをすれば、第一、教育総務課の情報公開担当班は、自分たちの本来の仕事が（多忙で）できなくなる。第二に福利課が、教育総務課が行う事務内容をそのように説明していいのか、他課に対する越権行為ではないか。第三に、これまで福利課との開示に、教育総務課が参加することがあったか。あなたが一番よく知っているはずだ」

②「…」

①「教育総務課職員が全ての開示に立ち会っているなど、仲間からも聞いたことはない。特定の請求者を選んで参加しているということは、まさに私が言うように、特定の請求者に対する監視活動、威圧、威嚇、脅しではないか。私は仕事の調整をして時間とお金をかけて、遠くから開示を受けに来ている。それなのに、こんな扱いをされて良いわけがない。あなたの説明は要領を得ないので、経理・貸付班長にここに来てもらえないか」

②「…」

①「ならば、また来る。あなたに、このように言うよう指示した経理・貸付班長に、次回是非こちらに来てもらって説明をしてほしい。一週間程度待つから、経理・貸付班長の都合の良い日を連絡してもらいたい」

（福利課職員うなずく）

①「確認の意味で、今、あなたが言ったことをここに書き留めた。そのまま書いてある。認めますよね」

（福利課職員うなずく）

この10日後に標題不明の連絡文書が届いた。その後、経理・貸付班長及び福利課職員から苦情の申出書の提出日まで一切連絡がない。

(2) 苦情の趣旨は、上経過を一読すれば分かる事であるが、福利課は開示すべき情報をセンターに預けておくから、勝手に閲覧するよう通知してきている。これは明らかに知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第4の5（3）に違反している。

あらかじめ指摘をすれば、「預けておく」とは第三者に依頼又は委託する行為であり、貴推進会議はこれを福利課が説明しようとしたと、行政庁の代弁をするこ

とは許されない。もし福利課が再度の開示をするつもりならば、新たな日時を連絡したからである。

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）とその運用手続きを履行しない福利課を措置するよう、教育長に速やかに勧告すべきである。そして、○月○日に混乱を作りだした経理・貸付班長に、その事情を説明させるとともに直ちに本件開示を実施すべきである。

(3) 苦情理由の本旨は、条例で定めた、開示請求者の権利と正常な開示事務を回復し、これを阻害する職員を措置し、再発防止をはかる事である。今回に不法行為は必ず他開示請求者に及ぶ。

条例は、市民から受けた開示請求を直ちに担当課（所）に送付し、当所において開示不開示の判断を行うこととなっている。実施機関内においても同様で、教育総務課に合議することはあっても、担当課（所）において開示不開示を決定し、実際に窓口で情報開示を行う（事務取扱要綱第3以下）

その際、担当者は開示請求者に開示情報に係る説明を行う義務があるが、福利課長、経理・貸付班長及び福利課職員はこれに違反し、一片の文書を請求者に投げ（送り付け）、条例上の義務を怠った。この行為によって、条例上保障される主権者・県民の情報の公開を受ける権利を侵害した。

また、開示請求者を対象に、他課（所）の開示の場に押し掛け、観察する装いで、実は請求者を威圧、威嚇、脅す行為を教育総務課職員に依頼した福利課の行為は著しい不法行為である。差別を招来し人権侵害を引き起こしている。

ちなみに本年度教育総務課職員が本年度配置替えとなって教育庁に異動して以来、実施機関が行う開示非開示の判断が混乱し、開示事務が拙劣となっている。すでに提起された異議申立て、苦情の申立て等がこれを証している。広く主権者県民においては、かかる混乱を是正するための調査等が必要となり、開示請求が拡大すること及び異議申立てや苦情の申立てが拡大することが予想される。

2 調査の概要

平成27年 7月31日 苦情の申出書の受付（苦情事案2）

平成27年10月22日 実施機関への書面による調査

平成27年11月10日 実施機関への聴取

書面による調査の回答（福利課）

平成27年11月27日 書面による調査の回答（教育総務課）

平成27年12月 2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、以下の2つの苦情であると解される。

ア 福利課の開示実施の場に教育総務課職員が同席することが、苦情申出人を監視、威嚇する目的等でなされた差別的なものであるため、当該同席行為は不当

なものであり、かつ、苦情申出人はこれを望まないから、教育総務課職員を同席させないでほしい、これから同席が続くと開示の実施が受けられなくなるといふ趣旨の苦情

イ 苦情申出人に対して送付された、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不明の書面に係る苦情

(2) 本事案について、実施機関（福利課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 福利課が教育総務課に対し、福利課の開示の実施に同席を依頼した理由は次のとおりである。

(ア) 行政文書の開示は担当課で行うが、それ以外の事務は担当課と教育総務課で連絡を取りながら行っているため、教育総務課に対し同席を依頼した。

また、本件開示請求に係る対象文書に、異議申立てを却下する決定をしたものが含まれており、当該異議申立てにおいては行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する異議申立期間を経過しており、その決定について教育総務課に法的な助言を受けながら決定を行ったものであるため、同席をお願いしたものである。

(イ) 苦情申出人の前年度までの開示の実施において、開示中に受けた質問や要望に対し、その場で対応ができず、課に持ち帰り検討し、以後長期化することや開示請求、異議申立てに至るといふ事例があった。また、苦情申出人による条例第14条の規定を適用し、平成〇〇年〇月〇〇日まで開示決定等の期限の延長（以下「特例延長」という。）をしているものであるため、今後の速やかな開示の実施の総合調整として教育総務課の同席をお願いしたものである。

イ 苦情申出人は、福利課職員が「開示の情報に教育総務課の情報が含まれているから同席をお願いした」と発言したと主張する。しかし、「同席してくださいとあなたが頼んだのか」と苦情申出人に質問され、「異議申立ての案件で、教育総務課に合議をしているので、同席をお願いした」といふ趣旨の発言をしたのであり、苦情申出人の主張する発言はない。なお、開示文書の中に教育総務課の情報は含まれていない。

ウ 苦情申出人は、福利課職員が「教育総務課情報公開担当者は、必ず実施機関の開示に立ち会うことになっている」と発言したと主張する。しかし、実施機関内の担当課から不測の事態に備えて教育総務課に同席を依頼し、教育総務課が必要であると判断すれば同席する旨の発言をしたのであり、苦情申出人の主張する発言はない。

エ 苦情申出人の「一週間程度待つから、経理・貸付班長の都合のいい日を連絡してもらいたい」といふ発言に対し福利課職員がうなずいたと苦情申出人は主張する。しかし、苦情申出人に「経理・貸付班長を呼んでください。おおむね10日以内にやってください」と指示されたのち、無言でいると、返事を要求されたので、返答に困りながら返事をしたのである。福利課職員は次の

開示日に経理・貸付班長が出席することを約束する立場にないことを認識しており、苦情申出人が経理・貸付班長の出席を要求していることを報告するという意味で返事をしたのである。

オ 開示文書をセンターに預けておく旨の文書を苦情申出人に送付したことについては、以下のとおりである。

福利課職員の業務の都合上、10日以内に開示日を設定できず、かつ苦情申出人との連絡は、電話での日程調整は不可能であり、文書でのやり取りのみであったため、とりあえず、苦情申出人が来庁した際にいつでも閲覧できるように、センターの了解のもと、文書を預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したのである。勝手に閲覧するよう連絡したのではなく、閲覧時に福利課職員が対応できる状態であり、かつ、説明が必要であれば対応する準備はあった。

(3) 本事案について、実施機関（教育総務課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 教育総務課職員が他課の開示に同席する必要性については、以下のとおりである。

(ア) 事務取扱要綱第4の5（3）により、開示は担当課（所）が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされている。

この開示とは条例第17条の規定により、閲覧または写しの交付により行うとされている。これらは担当課が行うと考えられる。

また、この条例は、条例第7条第1項の規定による開示請求をした者に対して開示決定等をし、この決定に従い、事実行為として条例第17条の規定による開示を行うことによって、県民に説明する義務を果たすものであると考えられる。

したがって、行政文書の内容について説明するとは、開示決定等の内容を説明することであると考えられる。具体的には、行政文書を特定した理由を説明すれば足りるものであり、行政文書そのものの内容まで説明をする必要はないと考える。

(イ) 規定上は上記のとおりであるが、実際は次のとおりである。

行政文書開示請求をするさまざまな背景事情によるが、実施機関における開示請求には教育の問題に対する意識が高いものが多く、単純に請求だけをするという目的ではなく、自分の話、主張、意見を聞いてもらいたい、解決してもらいたいなどの目的が多いというのが実態である。

このような背景の下、開示の実施においては開示、不開示の判断の詳細な理由、行政文書開示請求制度などについての照会もあることから、教育総務課が同席する必要性があり、同席することがしばしばある。また、制度についてのさらに詳細を知りたいという場合などは、総務部政策法務課が同席することもある。このような同席をすることで問題が解決したという場合もあり、本件苦情を除いて問題が生じることはない。また、開示請求者と合意して、開示の実施を担当課ではなく、教育総務課と行う者もいる。

イ 教育総務課職員が福利課の開示の実施に同席する理由は、以下のとおりである。

(ア) 福利課から教育総務課に開示の実施において同席の依頼があったこと

(イ) 教育総務課は行政文書開示請求等に係る総合調整を担っていることから、担当課を補助する必要があること

(ウ) これまでの開示において苦情申出人から開示、不開示の判断、行政文書開示請求制度に関する質問がされ、担当課のみで対応することが困難であることがしばしばあったこと

(エ) 事務取扱要綱第4の5(3)により、開示は担当課(所)が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされており、説明する内容等について補助する必要があること

(オ) 教育総務課及び福利課で対応することは、苦情申出人の利便性及び事務の効率性に寄与すること

また、平成〇〇年〇月〇〇日午前〇〇時、教育総務課、福利課、教育庁教育振興部指導課、同部特別支援教育課、同部教職員課、千葉商業高等学校を担当課とする開示の実施に教育総務課職員が同席し、問題は生じなかった。

(4) 本事案について、教育総務課職員から聴取を行ったところ、内容はおおむね以下の通りであった

ア 事務取扱要綱第4の5(3)には「開示は担当課(所)が行い」と記載されており、担当課以外の職員の同席について規定されていないが、担当課の職員ではない総合調整を職務とする職員を、必要に応じて同席させることはできると考えている。また、教育総務課の事務分掌にある「行政文書開示請求等に係る総合調整」に含まれる具体的な事務というのは、実施機関における情報公開の事務に関しての各担当課からの相談、開示請求の補正、開示請求の対象文書の特定、開示決定等や開示の実施についてのサポートである。

本件においては、(3)イの理由に加え、担当課のみで開示の実施をすると、苦情申出人が自分の主張を押し付けるようなことがあるため、そこを補助する必要があるため同席した。

また、開示の実施における職員の同席は、実施機関が必要と考えた場合に行っており、開示請求者が開示を実施する職員及び同席する職員を選択することはできないと考えている。

イ 開示の日程調整について、一般的な運用では、電話等で開示の日時等を調整する。しかし、苦情申出人は電話での調整が困難であり、一時期はファクシミリでの調整もしていたが、今はそれもできないので、文書を送付してやり取りをしている。

ウ 苦情申出人は教育総務課職員が威嚇、威圧等をしたと主張しているが、教育総務課職員は福利課の開示の実施に同席していただけである。苦情申出人から事実上、話すことを抑制されていたので、積極的な発言は控えていた。同席し、座っているだけで威嚇、威圧等があったとの苦情申出人の主張は理解できな

い。

(5) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア まず、教育総務課職員が福利課の開示に同席したことが、情報公開制度一般に照らして適当かどうかについて検討する。

教育総務課は、今回の開示の実施においては、担当課である福利課から迅速な開示をするために同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。

教育総務課職員の事務分掌表には、「行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」という記載がある。

実施機関の事務分掌の範囲については、実施機関が判断するものであり、教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。

よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。

○月○日の開示の実施において、教育総務課が同席したのは、福利課の開示請求が特例延長を含めて大量に上っており、これらはすべて苦情申出人からの請求であるとのことから、円滑な開示の実施の促進という目的のもと、教育総務課職員が担当課職員の回答できないことを回答するなど担当課の補助を行おうとしたということは、上記の必要性に含まれるものと解されるものである。また、本件の開示文書については、教育総務課に助言を求めたものも含まれており、このことも、教育総務課職員が開示の実施に同席する必要性に含まれるものと解されるものである。

イ 苦情申出人は、他課の職員が開示の実施に同席することは事務取扱要綱に違反し、苦情申出人の開示を受ける権利を侵害していると主張するので、以下検討する。

事務取扱要綱第4の5(3)において「開示は担当課(所)職員が行い」と規定されている。これは、開示の実施について、事務取扱要綱第2の4ウにて「開示請求に係る行政文書の検索および特定に関すること。」が担当課(所)の事務として規定されている以上、開示決定後の事実行為としての開示の実施も担当課(所)が行うという便宜的な趣旨の規定に過ぎないのであり、開示の実施において担当課(所)職員以外の職員の同席を禁止する規定ではない。また、この規定は、苦情申出人が担当課(所)職員からのみ開示を受けることの権利を認めているものでもない。

よって、福利課の開示の実施に教育総務課職員が同席することは、事務取扱要綱に反するものではない。

ウ 苦情申出人が教育総務課の同席を望まないことについて

苦情申出人は、上記アの経緯から教育総務課職員が福利課の開示の実施に同席

したことが、ことさら苦情申出人を監視する目的であり、差別的な取り扱いであると主張するので、この点について検討する。

当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、威嚇、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。

苦情申出人は種々申し立てており、個人の主観や、苦情申出人に対する開示の実施はこうあるべきであるという個人の意見があるものと推測されるが、教育総務課が同席した目的は、上記アのとおりであるから、実施機関が特に苦情申出人に監視行為、威嚇行為、差別的な取り扱いを行ったという事実を認めるには足りない。

また、開示の実施においては、どの職員が開示を担当するかについては、実施機関の主張するとおり、実施機関が決定すべきことであり、開示請求者の同意を要するものではないと解すべきものである。本事案については、開示請求者の同意を要する特段の事情もないため、開示請求者である苦情申出人に対し教育総務課職員の同席について同意を要しない。

エ 苦情申出人は、開示文書をセンターに預けてある旨の文書を福利課職員が苦情申出人に対して送付したことについて事務取扱要綱に違反する旨主張するので、以下検討する。

○月○日の開示の実施において、苦情申出人は教育総務課職員が開示の実施に同席することについて、経理・貸付班長に説明するよう求め、また後日に、それらの説明を行うよう求めた後、苦情申出人から開示の実施を中止したと認められる。また、経理・貸付班長からの説明及び再度開示の実施を行う旨の苦情申出人の要請があり、福利課職員がうなずいた以上、実施機関が苦情申出人と開示の実施等について日程調整をする必要性は認められる。

しかし、実施機関は直近で開示の実施を行うことができなかったため、苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことである。確かに、実施機関による開示の日時の設定はなされなかったものの、このような実施機関の対応は、より早く苦情申出人に対し開示文書を閲覧に供するという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。また、実施機関は担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会う意思はあったとのことであり、これらのことを鑑みると、実施機関の対応は不適切であったとまではいえない。

なお、事務取扱要綱第4の5（1）ただし書きの規定は、そもそも出先機関の開示実施に関する規定であり、福利課は出先機関ではないので、本件においてこの規定は適用されない。

オ 当部会が苦情申出人の主張及び実施機関の説明を確認したところ、苦情申出人と教育総務課職員との間では感情的対立があったものとうかがわれるため、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、

	<p>対応に努められたい。また、実施機関の送付した文書について、実施機関の説明不足により、苦情申出人に対し実施機関の意図が伝わっていなかったため、このような誤解のないよう、実施機関においては、より適切な対応に努められたい。</p>
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2992号-1
情公推第29号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年7月31日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案3：平成27年7月31日付け</p> <p>(1) 平成〇〇年〇月〇〇日午前〇時〇〇分頃、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）教育長（以下「教育長」という。）の部分開示決定に従って、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）給付班職員（以下「給付班職員」という。）から情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員の際、センターに押しかけて開示を混乱させ、開示を受けられなくした教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員が、再び顔を伏せたまま座っていた。同人は、前回の混乱に対する謝罪などの行為は全くなかった。</p> <p>給付班職員に尋ねた。以下①は苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）、②は給付班職員）は当日の私のメモである。</p> <p>①「（給付班職員に対し）今日は福利課から開示を受ける日。教育総務課からの開示はないはずだ」</p> <p>②「福利課からお願いして同席してもらった」</p> <p>①「なぜ」</p> <p>②「開示に関して連絡調整する場合があるから」</p> <p>①「それは庁内の課どうしの話でしょう。県民がいる前で他課と連絡調整をするのはおかしい。しばらく退くから、必要な調整を済ませてほしい」</p> <p>私は開示の部屋（同室）の隅に設置してある椅子に移動して待機した。すぐに、</p> <p>②「この形（教育総務課職員同席）で開示します」</p>
------	--

①「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）では、担当課が開示することになっている。今日の担当課は福利課でしょう。なぜ福利課の情報を教育総務課から受けなければならないのですか」

②「途中で、説明できないことが出てきた場合に備えて」

①「条例では、この開示は福利課が担当課として説明することになっている。その途中で問題が生じれば、あなたは自分の課に戻って協議すべき事なんですよ。課で決裁したことを、課に諮らず他課の職員にここで説明させ意見を言わせれば、福利課内部が混乱しませんか。第一、教育総務課は他課の開示に出てきて同席し、請求者に相対することは事務にはないのですよ。（教育総務課職員は）総合調整だと前回から言っているが、彼の総合調整とは、庁内の事務で、外から開示請求があった場合、それをどの担当課に回すかという調整の仕事であって、他課の開示窓口に参加することではない。教育総務課の事務分掌表にはっきり書いてある」

この頃、教育総務課職員は盛んに「等がついている」「等がついている」と横から茶々を入れ始めた。要するに「等」があるからこれを拡大援用すれば何だってできると言っているのである。砂川判決が集団的自衛権を認めたという作り事よりも悪質である。これではそもそも事務分掌表など無用と言うことを主張していることに自分で気がついてない。自ら他課の開示の窓口押し掛けて、開示を妨害している事を証する結果になっている事態に全く気がつかないのである。

①「こんなことは昨年まで、全くなかった。開示を受けにきた私が、監視され、威圧、威嚇、脅しを受けていると申し立てている。教育総務課職員はこのために来ているのでしょう」

このころ、教育総務課職員は盛んに「一昨年」「一昨年」と横から茶々を入れた。自分で昨年は、教育総務課が自分の仕事を放り出して、他課の開示に参加していなかったというあたり前のことを自分で証明していることに気づいていない。私は教育の場をよく知っているが、子どもの喧嘩そのものである。

①「実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないでしょう。ほとんどそういうケースはなかったが、もしもそういうことになれば、その時は福利課に戻って相談して来るか、後日、メモ書きで説明をすればいいでしょう。これまでそうしてきた。（教育総務課職員が）福利課から頼まれて来たと言うから、福利課であるあなたが退室するように言うべきだ」

②「この形で、開示をさせていただきます」

①「これでは、私を選んで監視し、威嚇し、威圧しようとしか思えない。開示の場でそんなことが許されるのですか」

②「この形でやります」

①「それほど開示に関する説明が不安ならば、福利課の他の職員が来ればいい。どうしても他課の助けがないと開示できないというなら、この人（教育総務課職員）に後ろにある衝立の後ろに待機してもらえばいい。そして必要が出てくれば、声をかけ相談すればいい。早く開示をしてください。」

②「だめです。隣に座ってもらいます」

①「と言うことは、やはりあなたが言うように、説明云々のためではないのですね。テーブルをはさんで、どうしても私に直面させる必要があるのですね。衝立の後ろにいては、監視したり、威嚇、脅したりできませんからね。やはり、その目的があるんですね」

給付班職員は、今度は「これでは、今日は続けられない形になってしまいますよ」と脅した。

自分が言う状況に従わなければ、条例で保障された開示を受ける権利を放棄させると私に言ったのである。給付班職員は条例の上位に立ち、条例を私物化している本心を吐露したのである。この発言はその場で本人に確認の後、すぐに書き留めた。給付班職員の居丈高な発言に符牒を合わせるように、教育総務課職員が「もういい、行こう、行こう」と給付班職員に指示した。そして開示の場から給付班職員を連れ出した。当方が指摘した通り、本件開示は開示をするよりも、最初から私を監視し、威嚇し、威圧の場とすることが目的であり、頃合いを見計らって退室の予定まで設置していたのである。これらはすべて福利課と教育総務課が合議して行ったことである。極めて違法の世界である。

(2) 本年度に入って、教育総務課長の下、実施機関が行う情報公開が極めて深刻な不当不法の場と化している。開示と称して県民を呼び出し、今度は呼び出した県民を恫喝した揚句、自分たちの指示に従わないと置き捨て退席する。しかも混乱の原因である事務分掌を無視し、本来ならば福利課が担当課として行う開示事務を、(教育総務課職員が言うことが当ならば) 福利課長は教育総務課に丸投げし、教育総務課はこの機会を利用して、請求者県民を監視、威嚇、威圧しようとしたのである。衝立の件は、この主張を見事に証している。開示の場はすでに犯罪の現場のようである。私は〇月になって二度センターに開示を受けに行き、二度とも開示を受けることができなかった。事態は深刻であり、貴推進会議はこの事態を看過せず、再発を防ぐために関係者を指導措置するよう教育長に勧告し、速やかに事態を正常化させ、開示を受けることができるようにすべきである。

2 調査の概要

平成27年 7月31日 苦情の申出書の受付（苦情事案3）

平成27年10月22日 実施機関への書面による調査

平成27年11月10日 実施機関への聴取

書面による調査の回答（福利課）

平成27年11月27日 書面による調査の回答（教育総務課）

平成27年12月 2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、福利課の開示実施の場に教育総務課職員が同席することが、苦情申出人を監視、威嚇する目的等でなされた差別的なものであるため、当該同席行為は不当なものであり、かつ、苦情申出人はこれを望まないから、教育総務課職員を同席させないでほしい、これから同席が続くと開示の実施が受けられなくなるという趣旨の苦情と解される。

(2) 本事案について、実施機関（福利課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 福利課が教育総務課に対し、福利課の開示の実施に同席を依頼した理由は次のとおりである。

苦情申出人は、「福利課が収受した通勤災害ないし公務災害等各災害申請に係る情報」について、平成〇〇年から開示請求を繰り返しており、該当する行政文書が著しく大量であるため、開示決定等については条例第14条の規定を適用し、開示決定等の期限の延長（以下「特例延長」という。）を行っている。本件の開示日は平成〇〇年〇月〇〇日となっているが、本件の請求は平成〇〇年〇月〇〇日に再請求されたもので、もともとは平成〇〇年〇〇月〇〇日の開示請求に端を発している。福利課では、平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求されたものが、平成〇〇年度に開示されるということや、その後に提出された複数の開示請求が特例延長され、開示日の平成〇〇年〇月〇〇日現在で平成〇〇年〇月〇〇日まで延長され長期化していることに問題があるとし、迅速な開示をするための対応に苦慮している。

そのため、今後の開示についてできるだけ速やかに実施する方法について教育総務課との打合せをしてきており、教育総務課の事務分掌にも「行政文書開示請求等に係る総合調整に関すること」とあることから、開示に同席を求めた。

イ 苦情申出人は、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切った旨主張する。

しかし、福利課は苦情申出人に対し、教育総務課職員の立ち会いについて説明したが、その場では双方の意見が一致できず、「このままだと（話が進まず）本日の開示が実施できない」との意味で発言したのである。また、その後福利課職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切り、福利課職員が誤解を解こうと「私はこの体制で、ということですが」などと説明を試みたものの、苦情申出人はセンター職員を呼び込み、他の作業を始めたため退席したのであり、一方的に開示の実施を打ち切ったものではない。

(3) 本事案について、実施機関（教育総務課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 教育総務課職員が他課の開示に同席する必要性については、以下のとおりである。

(ア) 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第4の5（3）により、開示は担当課（所）が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされている。

この開示とは条例第17条の規定により、閲覧または写しの交付により行うとされている。これらは担当課が行うと考えられる。

また、この条例は、条例第7条第1項の規定による開示請求をした者に対して、開示決定等を行い、この決定に従い、事実行為として条例第17条の規定による開示を行うことによって、県民に説明する義務を果たすものであると考える。

したがって、行政文書の内容について説明するとは、開示決定等の内容を説明することであると考える。具体的には、行政文書を特定した理由を説明すれば足りるものであり、行政文書そのものの内容まで説明をする必要はないと考える。

(イ) 規定上は上記のとおりであるが、実際は次のとおりである。

行政文書開示請求をするさまざまな背景事情によるが、実施機関における開示請求には教育の問題に対する意識が高いものが多く、請求を単純にするという目的ではなく、自分の話、主張、意見を聞いてもらいたい、解決してもらいたいなどの目的が多いというのが実態である。

このような背景の下、開示の実施においては開示、不開示の判断の詳細な理由、行政文書開示請求制度などについての照会もあることから、教育総務課が同席する必要性があり、同席することがしばしばある。また、制度についてのさらに詳細を知りたいという場合などは、総務部政策法務課が同席することもある。このような同席をすることで問題が解決したという場合もあり、本件苦情を除いて問題が生じることはない。また、開示請求者と合意して、開示の実施を担当課ではなく、教育総務課と行う者もいる。

イ 教育総務課職員が福利課の開示の実施に同席する理由は、以下のとおりである。

(ア) 福利課から教育総務課に開示の実施において同席の依頼があったこと

(イ) 教育総務課は行政文書開示請求等に係る総合調整を担っていることから、担当課を補助する必要性があったこと

(ウ) これまでの開示において苦情申出人から開示、不開示の判断、行政文書開示請求制度に関する質問がされ、担当課のみで対応することが困難であることがしばしばあったこと

(エ) 事務取扱要綱第4の5（3）により、開示は担当課（所）が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされており、説明する内容等について補助する必要性があったこと

(オ) 教育総務課及び福利課で対応することは、苦情申出人の利便性及び事務の

効率性に寄与すること

ウ 苦情申出人は教育総務課職員が「等がついている」「等がついている」と茶々を入れたと主張している。

この発言は、平成27年度教育総務課事務分掌表の行政文書開示請求等に係る総合調整に関することの解釈に係る発言である。この事務を分掌しているから、教育総務課が同席できるとする福利課の説明に対して苦情申出人が反論する中で、当該事務分掌表には行政文書開示請求等と記載されており、総合調整とは、行政文書開示請求に係る総合調整だけではなく、開示の実施に係る総合調整も含まれるという趣旨の発言であり、茶々を入れているわけではない。

エ 苦情申出人は、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切った旨主張する。

しかし、給付班職員は苦情申出人に対し、教育総務課職員の立ち会いについて説明したが、その場では双方の意見が一致できず、苦情申出人が開示の打ち切りを宣言したのであり、一方的に開示の実施を打ち切ったものではない。

(4) 本事案について、教育総務課職員から聴取を行ったところ、内容はおおむね以下のとおりであった

事務取扱要綱第4の5(3)には「開示は担当課(所)が行い」と記載されており、担当課以外の職員の同席について規定されていないが、担当課の職員ではない総合調整を職務とする職員を、必要に応じて同席させることはできると考えている。また、教育総務課の事務分掌にある「行政文書開示請求等に係る総合調整」に含まれる具体的な事務というのは、実施機関における情報公開の事務に関しての各担当課からの相談、開示請求の補正、開示請求の対象文書の特定、開示決定等や開示の実施についてのサポートである。

本件においては、(3)イの理由に加え、担当課のみで開示の実施をすると、苦情申出人が自分の主張を押し付けるようなことがあるため、そこを補助する必要があったため同席した。

また、開示の実施における職員の同席は、実施機関が必要と考えた場合に行っており、開示請求者が開示を実施する職員及び同席する職員を選択することはできないと考えている。

(5) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア まず、教育総務課職員が福利課の開示に同席したことが、情報公開制度一般に照らして適当かどうかについて検討する。

教育総務課は、今回の開示の実施においては、担当課である福利課から迅速な開示をするために同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。

教育総務課職員の事務分掌表には、「行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」という記載がある。

実施機関の事務分掌の範囲については、実施機関が判断するものであり、教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものと実施機

関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。

よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。

本件で、教育総務課が同席したのは、福利課の開示請求が特例延長を含めて大量に上っており、これらはすべて苦情申出人からの請求であるとのことから、円滑な開示の実施の促進という目的のもと、教育総務課職員が担当課職員の回答できないことを回答するなど担当課の補助を行おうとしたということは、上記の必要性に含まれるものと解されるものである。

イ 苦情申出人が教育総務課の同席を望まないことについて

苦情申出人は、上記アの経緯から教育総務課職員が福利課の開示の実施に同席したことが、ことさら苦情申出人を監視する目的であり、差別的な取り扱いであると主張するので、この点について検討する。

当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、威嚇、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。

苦情申出人は種々申し立てており、個人の主観や、苦情申出人に対する開示の実施はこうあるべきであるという個人の意見があるものと推測されるが、教育総務課が同席した目的は、上記アのとおりであるから、実施機関が特に苦情申出人に監視行為、威嚇行為、差別的な取り扱いを行ったという事実を認めるには足りない。

また、開示の実施においては、どの職員が開示を担当するかについては、実施機関の主張するとおり、実施機関が決定すべきことであり、開示請求者の同意を要するものではないと解すべきものである。本事案については、開示請求者の同意を要する特段の事情もないため、開示請求者である苦情申出人に対し教育総務課職員の同席について同意を要しない。

なお、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、対応に努められたい。

ウ 苦情申出人は、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切った旨主張するので、以下検討する。

実施機関の主張によると、給付班職員が教育総務課職員の同席について苦情申出人に対し説明したものの、理解が得られず、給付班職員は「このままだと（話が進まず）本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとのことである。

教育総務課職員の同席については上記ア及びイのとおりであり、給付班職員は上記の説明をしたにもかかわらず、苦情申出人は開示の実施に応じなかったものであり、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切ったとまではいえない。

	したがってこれらの実施機関の対応に、不適切な点があるとまではいえない。
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政 法 第 3 0 0 4 号 - 1
情 公 推 第 3 3 号 - 1
平 成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年7月31日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案4：平成27年7月31日付け</p> <p>千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書開示決定通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け松南第〇〇〇号）によれば、この決定に不服があれば異議申立てをすることができるという。開示するものに異議申立てができるという教示は、当方に開示するなど異議申立てをすることができることを教示している。</p> <p>この決定は支離滅裂である。千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）上、開示決定に異議申立てができる理由を明らかにすべきである。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成27年7月31日 苦情の申出書の受付（苦情事案4） 平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本件苦情について</p> <p>本件苦情は、条例第12条第1項に係る、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年3月6日教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条第2項に基づき、苦情申出人が通知を受けた行政文書開示決定通知書（第2号様式。以下「開示決定通知書」という。）における「1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日</p>
------	--

	<p>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。』との教示（以下「本件教示」という。）につき、苦情を申し出るものである。</p> <p>すなわち、開示決定は対象文書の全部を開示するとの決定であるところ、苦情申出人によれば、この教示は、開示請求者が開示決定につき「開示するな」との異議申立てをすることができるとの趣旨であり、支離滅裂であり、条例上、開示決定に対し異議申立てができる理由を明らかにすべきであるとの主張をするものである。</p> <p>(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>教示の趣旨について</p> <p>ア 開示決定通知書には、苦情申出人が指摘するとおり、本件教示が記載されている。本件のような教示は、従来、行政文書部分開示決定通知書及び不開示決定通知書にのみ記載されていたものであったが、全部開示決定においても対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態や、千葉県情報公開審査会から出された、開示決定通知書に教示文のないことを疑問視する意見を受け、平成26年度第1回千葉県情報公開推進会議での審議を経て、開示決定通知書についても行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第57条第1項の規定による教示を入れ、簡易迅速な救済に資するよう変更されたものである。</p> <p>イ 実施機関においても、上記の審議を経て、平成26年12月19日に公布された、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年千葉県教育委員会規則第15号。以下「改正規則」という。）により、開示決定通知書に本件教示が付加された。</p> <p>改正規則の概要によれば、本件教示は、開示決定がなされた場合でも、対象文書の特定漏れ等を理由とする異議申立てができる旨等を明確にし、開示請求者の簡易迅速な救済を図る趣旨である。</p> <p>よって、本件の教示は規則改正で様式が改正されたことによるものであって、実施機関の事務に不適切な点はない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2921号-1
情公推第25号-1
平成27年12月25日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案5：平成27年8月12日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>私が行った行政文書開示請求に対し、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）教育長（以下「教育長」という。）は、教総第〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇号（いずれも平成〇〇年〇月〇日付け）において、開示日時を〇月〇〇日午前9時30分とする通知を行った。しかし、教育長は、この日この時間に当該開示を受けることができないことを承知の上でかかる不当な開示日時の設定を行った。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>「苦情の理由」で指摘するとおり、ここ1週間の間に、このような不当な開示日時の設定が2度ほど行われており、他開示を含め、開示事務が混乱を極めていいる。開示事務を直ちに正常化すべきである。本件不祥事を引き起した千葉県教育庁（以下「教育庁」という。）教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）並びに同情報公開担当者らを、再発防止のために厳しく指導措置する必要がある。よって情報公開推進会議においてこの間の実情を精査し、上指導措置を実施機関に勧告すべきである。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>ア 本件苦情の原因となる事件が発生するわずか3日前、私は教育長から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>イ そこで、「情報開示の日程等について（連絡）」（平成〇〇年〇月〇日付け）において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>ウ しかし、教育長は私の訴えを無視し、〇月〇〇日（〇）午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行いながら、同日午前9時30分より開示をする決定通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失しているとしか言いようのない状態である。</p>
------	---

エ 他の苦情申立ての際に指摘したが、本年度配置換えによって、教育庁教育総務課（以下「教育総務課」という。）担当者（主査）が交代して以来、教育庁が行う開示事務が拙劣となっていること、実施機関に対する異議申立てや推進会議に対する苦情の申立ての拡大がこれを証していることを伝えた。

オ これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避是正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。

カ なお、苦情申出人は、平成27年11月5日付け補充書において、本件苦情申出の対象である口頭意見陳述は、本件苦情事案の結論を待って実施する旨、当推進会議に通知した。

2 調査の概要

平成27年8月12日 苦情の申出書の受付（苦情事案5）

平成27年10月26日 実施機関への文書による調査

平成27年11月5日 苦情の申立てについて（補充書）の受付

平成27年11月5日 実施機関（教育総務課）から文書による調査の回答の受付

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

（1）苦情申出人の苦情の申出に係る経緯は以下のとおりである。

苦情申出人は、情報公開・個人情報センターに対し、実施機関が、土日を挟んで6日後に開示を実施する旨の通知（平成〇〇年〇月〇日付け教職第〇〇〇号等）を行ったことについて、請求者に無理強いをするような日時設定をしないよう文書で申し入れた（平成〇〇年〇月〇日付け文書）。このような背景があるにもかかわらず、実施機関が、〇月〇〇日の午前9時30分に開示の実施を行う旨の通知を発した（苦情申出人の収受は〇月〇日）。

また、同日の午前10時から口頭意見陳述の実施を行う予定となっていた（平成〇〇年〇月〇日付け千商第〇〇〇号）。

本件苦情は、開示の実施と口頭意見陳述の実施について、かかる日時設定を行った実施機関の事務に関する苦情と考えられる。

（2）実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね以下のとおりである。

ア 開示実施等の日程調整について

開示実施の日時について、不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができる。また、迅速、円滑、簡便に調整が行えることから苦情申出人以外を除いて電話で行っている。苦情申出人を除いてすべての開示請求者に対して電話で行っており、問題は生じていない。

苦情申出人は、電話での連絡ができず、ファクシミリによる調整も控えるよう言われているため、文書を送付し調整を行っている。

文書による調整については、開示決定通知書等の様式の注1（「指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出てください。」との記載）があるにもかかわらず、苦情申出人の要請で当該日時で都合が悪い場合には連絡してくださいとする旨の連絡票を同封して行っている。これに対して、苦情申出人の都合が悪ければ、文書でその旨の回答があり、文書で複数の日時を提示するなどして再度日程の調整を行う。連絡がなければ、当該通知書に記載された日時で開示が実施される。

口頭による意見陳述についても同様である。

イ 開示実施と口頭意見陳述が同日となったことについて

教育総務課は、開示の実施において苦情申出人が閲覧する行政文書の量、当該行政文書に係る開示決定等の内容を説明するために要する時間、当該開示決定後速やかに開示を実施したいこと、苦情申出人に何度も来庁してもらうのは申し訳ないこと、当該開示の日時を連絡する書面に都合が悪い場合は連絡してくださいと明記すること等を千葉商業高等学校に説明し、同校は開示の実施後に口頭による意見陳述を実施するのは可能であると判断し、教育総務課は、口頭による意見の陳述前に開示の実施を行うこととした。

ウ 開示実施に要する時間について

本件苦情に係る開示実施における開示対象文書は、教育総務課に係る35件と松戸南高等学校に係る16件である。当該行政文書に係る内容を説明するために要する時間及び写しの交付に要する時間を考慮して、30分程度で終了すると判断した。

(3) 苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。

そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。

苦情申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。

また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図を

もって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。

よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。

調査委員

末吉 永久、中橋 一夫

処 理 結 果 通 知 書

政法第2922号-1
情公推第26号-1
平成27年12月25日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案6：平成27年8月12日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>私が行った行政文書開示請求に対し、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）教育長（以下「教育長」という。）は、教福第〇〇〇号及び教職第〇〇〇号（いずれも平成〇〇年〇月〇日付け）において、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。しかし、教育長は、この日この時間に当該開示を受けることができないことを自ら承知の上で、かかる不当な開示日時の設定を行った。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>「苦情の理由」で指摘するが、ここ1週間の間に、このような不当な開示日時の設定が2度ほど行われており、他開示を含め、開示事務が混乱を極めている。情報公開推進会議でこの間の実情を精査し、情報公開推進のため、千葉県教育庁（以下「教育庁」という。）教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）並びに同情報公開担当者らを厳しく指導措置する必要がある。そして開示事務を直ちに正常化すべきである。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>ア 本件苦情の原因となる事件が発生するわずか3日前、私は教育長から土日を除すると、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>イ そこで、「情報開示の日程等について（連絡）」（平成〇〇年〇月〇日付け）において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>ウ しかし、教育長は私の訴えを無視し、8月25日（火）午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行う一方、同日午前9時30分より開示をする通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常</p>
------	---

を喪失しているとしか言いようのない状態である。

エ 他の苦情申立ての際に指摘したが、本年度配置換えによって、教育庁教育総務課（以下「教育総務課」という。）担当者（主査）が交代して以来、教育庁が行う開示非開示の判断が混乱し、開示事務が拙劣となっていること、実施機関に対する異議申立てや推進会議に対する苦情の申立ての拡大がこれを証していることを伝えた。

オ これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避是正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。

カ なお、苦情申出人は、平成27年11月5日付け補充書において、本件苦情申出の対象である口頭意見陳述は、本件苦情事案の結論を待って実施する旨、当推進会議に通知した。

2 調査の概要

平成27年8月12日 苦情の申出書の受付（苦情事案6）

平成27年10月26日 実施機関への文書による調査

平成27年11月5日 苦情の申立てについて（補充書）の受付

平成27年11月9日 実施機関（教育庁教職員課（以下「教職員課」という。））から文書による調査の回答の受付

平成27年11月10日 実施機関（教育庁福利課（以下「福利課」という。））から文書による調査の回答の受付

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 申出人の苦情の申出に係る経緯は以下のとおりである。

ア 苦情申出人は、情報公開・個人情報センターに対し、実施機関が、土日を含んで6日後に開示を実施する旨の通知（平成〇〇年〇月〇日付け教職第〇〇〇号等）を行ったことについて、請求者に無理強いをするような日時設定をしないよう文書で申し入れた（平成〇〇年〇月〇日付け文書）。このような背景があるにもかかわらず、実施機関が、〇月〇〇日の午前9時30分に開示の実施を行う旨の通知を發した（申出人の収受は〇月〇日）。

また、同日の午前10時から口頭意見陳述の実施を行う予定となっていた（平成〇〇年〇月〇〇日付け浦南第〇〇〇号）。

本件苦情は、開示の実施と口頭意見陳述の実施について、かかる日時設定を行った実施機関の事務に関する苦情と考えられる。

(2) 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね以下のとおりである。

ア 開示実施等の日程調整について

(ア) 福利課

教育庁では教育総務課が調整しており、概要は以下のとおりである。

開示実施の日時について、不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができる。また、迅速、円滑、簡便に調整が行えることから苦情申出人以外を除いて電話で行っている。苦情申出人を除いてすべての開示請求者に対して電話で行っており、問題は生じていない。

苦情申出人は、電話での連絡ができず、ファクシミリによる調整も控えるよう言われているため、文書を送付し調整を行っている。

文書による調整については、開示決定通知書等の様式の注1（「指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出てください。」との記載）があるにもかかわらず、申出人の要請で当該日時で都合が悪い場合には連絡してくださいとする旨の連絡票を同封して行っている。これに対して、申出人の都合が悪ければ、文書でその旨の回答があり、文書で複数の日時を提示するなどして再度日程の調整を行う。連絡がなければ、当該通知書に記載された日時で開示が実施される。

口頭による意見陳述についても同様である。

(イ) 教職員課

総合調整役である教育総務課が調整し、指定を行っている。

イ 開示実施と口頭意見陳述が同日となったことについて

(ア) 福利課

教育庁では教育総務課が開示実施の日時の調整しており、本件の経緯は以下のとおりである。

教育総務課は、開示の実施において苦情申出人が閲覧する行政文書の量、当該行政文書に係る開示決定等の内容を説明するために要する時間、当該開示決定後速やかに開示を実施したいこと、苦情申出人に何度も来庁してもらうのは申し訳ないこと、当該開示の日時を連絡する書面に都合が悪い場合連絡をくださいと明記すること等調整することにより、開示の実施後、口頭意見陳述を実施するのは可能であると判断した。

(イ) 教職員課

教育総務課が調整を行った。

ウ 開示実施に要する時間について

(ア) 福利課

本件苦情に係る開示実施においては、福利課は行政文書1件である。

当該行政文書に係る内容を説明するために要する時間及び写しの交付に要する時間を考慮して、指定時間内に終了すると判断した。

(イ) 教職員課

本件苦情に係る開示実施においては、教職員課は行政文書1件であ

	<p>り、内容も複雑でなく、枚数も少なかったため、福利課と合わせても2件であり、閲覧可能と思えた。</p> <p>(3) 苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。</p> <p>開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量権の逸脱の違法が認められる場合があると思料される。</p> <p>申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図をもって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。</p> <p>よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。</p>
調査委員	末吉 永久、中橋 一夫

処 理 結 果 通 知 書

政法第3010号-1
情公推第37号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案7：平成27年8月12日付け</p> <p>千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)教育長(以下「教育長」という。)が、平成〇〇年〇月〇日付け教福第〇〇〇号で発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書(以下「本件補正」という。)について</p> <p>本件補正は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていないので、本件補正を上記各規定に基づき修正した上で補正要請することを求める。</p> <p>ア 教育長が行った補正内容は、「福利課が同課以外に対して行った、所掌するどのような事務の合議ないし協議の内容が判明する情報を請求する趣旨であるのか、明確にご説明願います。」というものである。</p> <p>イ 教育長は私に「どのような事務の合議ないし協議の内容」が知りたいのか尋ねているようであるが、私はそもそも「どのような事務」の内容があるか知らないで、これを明らかにするため本件開示請求を行ったのである。</p> <p>ウ 事務内容を知らない者からの開示請求としては、明確である。</p> <p>エ 補正を行う場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務があり、補正においては所要の情報の提供に努めることを前提としている。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成27年8月12日 苦情の申出書の受付(苦情事案7)</p> <p>平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦情処理調査部会」という。)で審議</p>
------	---

	<p>3 処理結果</p> <p>苦情処理調査部会の検討結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本件苦情は、実施機関が平成〇〇年〇月〇日付け教福第〇〇〇号及び同年〇月〇〇日付け教福第〇〇〇号「行政文書開示請求書の補正について」で補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成〇〇年〇月〇〇日付けで却下し、苦情申出人が平成〇〇年〇月〇〇日付けで異議申立てをしたものであり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>(2) 本件苦情は補正要請の方法、内容に対するものであること及び条例第27条の2第3項第1号該当性と同項第2号該当性は択一関係にあるものではなく競合関係にあることを前提に時系列的に考えると、次のとおりである。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階 開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階 同決定がなされた時点で同項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階 異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅とする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>エ そうすると、当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
担当委員	橋本拓朗、中橋一夫

処 理 結 果 通 知 書

政法第3011号-1
情公推第38号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案8：平成27年8月12日付け</p> <p>千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)教育長(以下「教育長」という。)が、平成〇〇年〇月〇日付け教福第〇〇〇号-1、-2、-3で発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書(以下「本件補正」という。)について</p> <p>本件補正は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていない。</p> <p>ア 本件補正には、「請求の対象となりうる行政文書は大量となり、あなたにとっても開示の実施における閲覧等に多大な労力をおかけすることになります」とする記載がある。このような文言は情報公開事務とは全く無縁のものである。</p> <p>イ 開示請求者には大量になるか否かは前もって知る由もない。大量であるならば客観的事実を示すべきである。</p> <p>ウ 開示すべき情報が大量であることと、開示すべき情報を特定することは無縁である。</p> <p>エ 補正を行う場合、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない義務」があり、補正においては「所要の情報の提供に努める」ことを前提としている。</p> <p>各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正要請を行うこと。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成27年8月12日 苦情の申出書の受付(苦情事案8)</p> <p>平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦</p>
------	---

	<p style="text-align: center;">情処理調査部会」という。)で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>苦情処理調査部会の検討結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本件は、実施機関が平成〇〇年〇月〇〇日付け教福第〇〇〇号-1、-2、-3及び同年〇月〇日付け教福第〇〇〇号-1、-2、-3「行政文書開示請求書の補正について」で2回にわたる補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成〇〇年〇月〇〇日付けで却下し、苦情申出人が平成〇〇年〇月〇〇日付けで異議申立てをしたものであり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>(2) 本件苦情は補正要請の方法、内容に対するものであること及び条例第27条の2第3項第1号該当性と同項第2号該当性は択一関係にあるものではなく競合関係にあることを前提に時系列的に考えると、次のとおりである。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階</p> <p>開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理調査部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階</p> <p>同決定がなされた時点で同項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階</p> <p>異議申立てにより千葉県情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅とする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>エ そうすると、当該補正の適否は、却下処分 of 妥当性ととともに、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同項第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
担当委員	橋本拓朗、中橋一夫

処 理 結 果 通 知 書

政法第2993号-1
情公推第30号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案9：平成27年8月12日付け</p> <p>千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）教育長（以下「教育長」という。）は教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）給付班職員（以下「給付班職員」という。）をして、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条に違反し情報公開せず、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第4の5（1）に違反し、行政文書の内容の説明を放棄した。当方に対し速やかに情報公開する権利を回復し、条例に規定する開示を行うこと。</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日午前〇時〇〇分頃、教育長の部分開示決定に従って、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において給付班職員から情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員（以下「経理・貸付班職員」という。）による開示の実施の際、センターに押しかけて開示を混乱させ、開示を受けられなくした教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員が再び座っていた。そして、教育長が指定したにもかかわらず、教育総務課職員の指示に従って情報公開をせず、教育総務課職員とともに開示の場から一方的に立ち去った。給付班職員は条例の主旨に反し、あたかも開示をしてやると言わんばかりな態度で、着席している当方を教育総務課職員とともに見下ろし「これでは開示などできない」（要旨）などと発言した。主権者県民を愚弄する許されない言動を行った。給付班職員及び教育総務課職員は条例第8条本文に明確に違反している。</p> <p>その後、給付班職員から当方に対して、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不明の書面が送られてきた。</p> <p>事務取扱要綱第4の5（1）では、「開示請求者の希望により出先機関の行政文書を総合窓口で開示する場合には、原則として、当該出先機関は、あらかじめ行政文</p>
------	---

書の写しを総合窓口に送付することをもって足りる」としている。

しかし、当方は一貫して担当課による説明を求めているのであるから、給付班職員は条例による事務取扱要綱に明白に違反している。また、すでに指摘したが、経理・貸付班職員も同様の違反を繰り返しており、これらの事実を俯瞰すれば、福利課は組織ぐるみで条例違反を繰り返している。

2 調査の概要

平成27年 8月12日 苦情の申出書の受付（苦情事案9）

平成27年10月22日 実施機関への書面による調査

平成27年11月10日 実施機関への聴取

書面による調査の回答（福利課）

平成27年11月27日 書面による調査の回答（教育総務課）

平成27年12月 2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

（1）本事案は、教育総務課職員の同席及び福利課の開示実施が打ち切りになった後に、給付班職員から苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）に対して送付した、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不明の書面に係る苦情である。

（2）本事案について、実施機関（福利課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 福利課が教育総務課に対し、福利課の開示の実施に同席を依頼した理由は次のとおりである。

苦情申出人は、「福利課が収受した通勤災害ないし公務災害等各災害申請に係る情報」について、平成〇〇年から開示請求を繰り返しており、該当する行政文書が著しく大量であるため、開示決定等については条例第14条の規定を適用し、開示決定等の期限の延長（以下「特例延長」という。）を行っている。本件の開示日は平成〇〇年〇月〇〇日となっているが、本件の請求は平成〇〇年〇月〇〇日に再請求されたもので、もともとは平成〇〇年〇〇月〇〇日の開示請求に端を発している。福利課では、平成〇〇年〇〇月〇〇日に請求されたものが、平成〇〇年度に開示されるということや、その後に提出された複数の開示請求が特例延長され、開示日の平成〇〇年〇月〇〇日現在で平成〇〇年〇月〇〇日まで延長され長期化していることに問題があるとし、迅速な開示をするための対応に苦慮している。

そのため、今後の開示についてできるだけ速やかに実施する方法について教育総務課との打合せをしてきており、教育総務課の事務分掌にも「行政文書開示請求等に係る総合調整に関すること」とあることから、開示に同席を求めた。

イ 苦情申出人は給付班職員が開示文書をセンターに預けたことが事務取扱要綱

に違反する旨主張する。しかし、開示文書をセンターに預けたのは、〇月〇〇日の開示の実施が正常に行われなかったため、請求者が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるようにするためである。その旨を記載した文書を苦情申出人に対し送付したものであり、それまでも同様の書面は送付している。また、苦情申出人に対し開示文書についての説明が必要であり、福利課の担当者が対応できる状態ならば、説明に行く準備はあった。

よって、開示文書をセンターに預けたことは事務取扱要綱に違反しない。

ウ 苦情申出人は担当課が行政文書の内容の説明を放棄し、その行為が事務取扱要綱に違反する旨主張するが、福利課は担当課として、開示を行うため開示文書を情報公開窓口に持参し、開示を行おうとしているため、取扱要綱に違反している事実はない。また、〇月〇〇日において、苦情申出人が開示の実施を受けようとする意思があれば開示を実施したのであり、行政文書の内容の説明を放棄したという事実もない。

エ 苦情申出人は「教育総務課職員とともに開示の場から一方的に立ち去った」「開示をしてやると言わんばかりな態度で着席している当方を教育総務課職員とともに見下ろし『これでは開示などできない』（要旨）などと発言した」と主張する。しかし、給付班職員は苦情申出人に対し、教育総務課職員の立ち会いについて説明したが、その場では双方の意見が一致できず、「このままだと（話が進まず）本日の開示が実施できない」との意味で発言したのである。

また、その後、給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切り、給付班職員が誤解を解こうと「私はこの体制で、ということですが」などと説明を試みたものの、苦情申出人はセンター職員を呼び込み、他の作業を始めたため退席したのであり、一方的に開示の実施を打ち切ったものではない。

(3) 本事案について、実施機関（教育総務課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 苦情申出人は教育総務課が実施機関の他課における開示の実施に立ち会うことは違法である旨主張しているが、教育総務課職員は以下の理由から福利課の開示の実施に同席したのである。

(ア) 福利課から教育総務課に開示の実施において同席の依頼があったこと

(イ) 教育総務課は行政文書開示請求等に係る総合調整を担っていることから、担当課を補助する必要があったこと

(ウ) これまでの開示において苦情申出人から開示、不開示の判断、行政文書開示請求制度に関する質問がされ、担当課のみで対応することが困難であることがしばしばあったこと

(エ) 事務取扱要綱第4の5(3)により、開示は担当課(所)が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされており、説明する内容等について補助する必要があったこと

(オ) 教育総務課及び福利課で対応することは、苦情申出人の利便性及び事務の

効率性に寄与すること

イ 苦情申出人は、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切った旨主張する。

しかし、給付班職員は苦情申出人に対し、教育総務課職員の立ち会いについて説明したが、その場では双方の意見が一致できず、苦情申出人が開示の打ち切りを宣言したのであり、一方的に開示の実施を打ち切ったものではない。

(4) 本事案について、教育総務課職員から聴取を行ったところ、内容はおおむね以下のとおりであった

事務取扱要綱第4の5(3)には「開示は担当課(所)が行い」と記載されており、担当課以外の職員の同席について規定されていないが、担当課の職員ではない総合調整を職務とする職員を、必要に応じて同席させることはできると考えている。また、教育総務課の事務分掌にある「行政文書開示請求等に係る総合調整」に含まれる具体的な事務というのは、実施機関における情報公開の事務に関しての各担当課からの相談、開示請求の補正、開示請求の対象文書の特定、開示決定等や開示の実施についてのサポートである。

本件においては、(3)アの理由に加え、担当課のみで開示の実施をすると、苦情申出人が自分の主張を押し付けるようなことがあるため、そこを補助する必要があったため同席した。

また、開示の実施における職員の同席は、実施機関が必要と考えた場合に行っており、開示請求者が開示を実施する職員及び同席する職員を選択することはできないと考えている。

(5) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア まず、教育総務課職員が福利課の開示に同席したことが、情報公開制度一般に照らして適当かどうかについて検討する。

教育総務課は、今回の開示の実施においては、担当課である福利課から迅速な開示をするために同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。

教育総務課職員の事務分掌表には、「行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」という記載がある。

実施機関の事務分掌の範囲については、実施機関が判断するものであり、教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。

よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。

本件で、教育総務課が同席したのは、福利課の開示請求が特例延長を含めて大量に上っており、これらはすべて苦情申出人からの請求であるとのことから、円滑な開示の実施の促進という目的のもと、教育総務課職員が担当課職員の回答できないことを回答するなど担当課の補助を行おうとしたということは、上記の必

要性に含まれるものと解されるものである。

イ 苦情申出人が教育総務課の同席を望まないことについて

苦情申出人は、上記アの経緯から教育総務課職員が福利課の開示の実施に同席したことが、ことさら苦情申出人を監視する目的であり、差別的な取り扱いであると主張するので、この点について検討する。

当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、威嚇、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。

苦情申出人は種々申し立てており、個人の主観や、苦情申出人に対する開示の実施はこうあるべきであるという個人の意見があるものと推測されるが、教育総務課が同席した目的は、上記アのとおりであるから、実施機関が特に苦情申出人に監視行為、威嚇行為、差別的な取り扱いを行ったという事実を認めるには足りない。

また、開示の実施においては、どの職員が開示を担当するかについては、実施機関の主張するとおり、実施機関が決定すべきことであり、開示請求者の同意を要するものではないと解すべきものである。本事案については、開示請求者の同意を要する特段の事情もないため、開示請求者である苦情申出人に対し教育総務課職員の同席について同意を要しない。

なお、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、対応に努められたい。

ウ 開示文書はセンターに預けてある旨の文書を給付班職員が苦情申出人に対して送付したことについて、以下検討する。

○月○日の開示の実施について、給付班職員が苦情申出人に対し、教育総務課職員の立ち会いについて説明したが、双方の意見が一致できず、その結果苦情申出人から開示の実施を中止する要請があったと認められる。苦情申出人から開示の実施を中止した以上、苦情申出人が再度開示の実施を希望する場合は、苦情申出人が実施機関に対し再度開示の実施を希望する旨の申出をすべきであり、実施機関から苦情申出人に対し再度開示の実施の日時を調整する必要性は認められない。

また、実施機関の主張によれば、(2)イのとおり、苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことであり、担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会ったとのことである。これらの実施機関の対応は、苦情申出人がセンターに来所した際に、いつでも開示文書を閲覧できるという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。

したがって、これらの実施機関の対応に不適切な点は認められない。

なお、苦情申出人は上記の給付班職員の行為が事務取扱要綱第4の5(1)に違反する旨主張しているが、そもそもこの規定は出先機関の開示実施に関

	する規定であり、福利課は出先機関ではないので、本件においてこの規定は適用されないものである。
調査委員	佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第2994号-1
情公推第31号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案10：平成27年8月12日付け</p> <p>(1) 平成〇〇年〇月〇日及び〇月〇〇日、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）教育長の決定通知に従い千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）で教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）から開示を受けようとした際、教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員の妨害によって、開示を受けることができなかった。</p> <p>(2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）は、その前文、第1条及び第8条等で開示請求をする権利及び開示を受ける権利を保障している。しかし当方は教育総務課職員の妨害行為によって、センターに赴きながらこれらの権利はく奪されている。至急事実を精査し、当方が受けた開示を受ける権利はく奪に関して保証を行うとともに、教育総務課職員が妨害行為を行わないようにすべきである。</p> <p>(3) 教育総務課職員は以下のとおり明らかに職務権限外の違法行為を繰り返している。</p> <p>ア 条例は、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第4の5（3）において、開示事務を「開示は担当課（所）職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明する」ことを規定している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。</p> <p>イ センターでは、開示請求者に対し、「行政文書・自己情報の開示の実施について」と題する書面を設置し、「開示は担当課（所）の職員が行い…」と周知している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。</p> <p>ウ 教育総務課の事務分掌表では、教育総務課職員の事務は「1 行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」「4 その他情報公開及び個人情報保護に関する事務の指導・調整に関すること」であって、いずれも庁内における</p>
------	--

連絡調整事務であり、開示の窓口で他課（所）に伴って、開示請求者に対面し、開示をすることではない。

エ 上からも明らかなように、教育総務課職員は特定個人を対象に、職務権限外の行為によって、開示請求者を威嚇、脅迫、威圧しようとしている。

2 調査の概要

平成27年 8月12日 苦情の申出書の受付（苦情事案10）

平成27年10月22日 実施機関への書面による調査

平成27年11月10日 実施機関への聴取
書面による調査の回答（福利課）

平成27年11月27日 書面による調査の回答（教育総務課）

平成27年12月 2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、福利課の開示の実施に教育総務課職員が立ち会ったことで、開示を受けられなかったことに係る苦情である。

(2) 本事案について、実施機関（教育総務課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

苦情申出人は、教育総務課職員が他課の開示に同席することは、教育総務課の事務分掌に含まれていない旨主張する。しかし、当該事務分掌には「行政文書開示請求等に関する総合調整」と記載されており、総合調整とは、行政文書開示請求に係る総合調整だけではなく、開示の実施に係る総合調整も含まれるものである。また、今回の開示の実施においては、担当課である福利課から同席の依頼があり、福利課を補助する必要があったため同席した。

(3) 本事案について、実施機関（福利課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）は、福利課の開示に教育総務課職員が同席することは職務権限外の違法行為である旨主張するが、福利課は以下の理由から、教育総務課職員に同席を依頼したものである。

現在、苦情申出人は福利課に対し開示請求を繰り返しており、該当する行政文書が著しく大量であるため、開示決定等については、条例第14条の規定を適用し、開示決定等の期限の延長を行っている。開示日の平成〇〇年〇月〇日時点で、平成〇〇年〇月〇〇日まで延長され長期化していることに課題があるとし、福利課では迅速な開示をするための対応に苦慮している。

特に「福利課が収受した通勤災害ないし公務災害等各災害申請に係る情報」については、今後の開示についてできるだけ速やかに開示を実施する方法について教育総務課と打ち合わせをしており、教育総務課の事務分掌にも「行政文書開示請求等に係る総合調整に関すること」とあることから、開示の実施の同席を依頼

した。

- (4) 本事案について、教育総務課職員から聴取を行ったところ、内容はおおむね以下のとおりであった。

教育総務課の事務分掌にある「行政文書開示請求等に係る総合調整」に含まれる具体的な事務というのは、実施機関における情報公開の事務に関しての各担当課からの相談、開示請求の補正、開示請求の対象文書の特定、開示決定等や開示の実施についてのサポートであり、これらの開示の実施における教育総務課職員の同席も総合調整の一環として行ったものである。

- (5) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

- ア 苦情申出人は、1 (3) ア及びイのとおり、開示の実施は担当課(所)職員が実施すべきであり、他課の職員が開示の実施に同席することは事務取扱要綱及びセンターに掲示されている書面に違反し、苦情申出人の開示を受ける権利を侵害していると主張するので、以下検討する。

事務取扱要綱第4の5(3)において「開示は担当課(所)職員が行い」と規定されており、センターに掲示されている書面にも同様の記載がある。これは、開示の実施について、事務取扱要綱第2の4ウにて「開示請求に係る行政文書の検索および特定に関すること。」が担当課(所)の事務として規定されている以上、開示決定後の事実行為としての開示の実施も担当課(所)が行うという便宜的な趣旨の規定に過ぎないのである。ゆえにこの規定は、開示の実施において担当課(所)職員以外の職員の同席を禁止する規定ではない。また、この規定は、苦情申出人が担当課(所)職員からのみ開示を受けることの権利を認めているものでもない。

よって、福利課の開示の実施に教育総務課職員が同席することは、事務取扱要綱及びセンターに掲示されている書面に反するものではない。

- イ 苦情申出人は、1 (3) ウのとおり、教育総務課職員が他課の開示に同席することは、教育総務課の事務分掌に含まれていない旨主張するので、以下検討する。

教育総務課職員の事務分掌表には、「1 行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」「4 その他情報公開及び個人情報保護に関する事務の指導・調整に関すること」という記載がある。

実施機関の主張によると、「行政文書開示請求等に関する総合調整」というのは、庁内に係る調整に限られる趣旨ではなく、開示の実施に係る総合調整も含まれるものであるとのことである。また、今回の開示の実施においては、担当課である福利課の補助をする必要があったため同席したとのことである。

実施機関の事務分掌の範囲については、実施機関が判断するものであり、教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。

したがって、実施機関の対応に不適切な点は認められない。

調査委員	佐野 善房、上谷 豪
------	------------

処 理 結 果 通 知 書

政法第3012号-1
情公推第39号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年8月19日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案11：平成27年8月19日付け</p> <p>千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)教育長(以下「教育長」という。)が、平成〇〇年〇月〇〇日付け教福第〇〇〇号で発した「行政文書開示請求の補正について」と題した行政文書(以下「本件補正」という。)について</p> <p>本件苦情は(H27)苦情事案8に関連するものであり、私が行った開示請求(平成〇〇年〇月〇日付け行政文書開示請求。以下「本件開示請求」という。)に対し、実施機関は今回苦情の申立てをする補正を求めた(平成〇〇年〇月〇日付け教福第〇〇〇号)。</p> <p>私は、本件開示請求を二分割し、前者を定例的に福利課以外に合議もしくは協議するために保有する情報、後者を前者以外の情報に分け、前者については、別紙を作成し、その中で情報の類別を行った。しかし、後者については、依然として情報の提供を怠ったままである。</p> <p>このことを踏まえ、下記の理由で指摘するが、開示請求者に対する威圧的、威嚇的、脅迫的な対応を直ちに停止し、請求の内容の補正を求めるならば、条例上の手続に従ってこれを取り行うよう是正されたい。</p> <p>ア 請求内容が不明として補正を行う場合、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第2項により、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」義務があり、また、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3、2、(4)開示請求の補正において、教育長は「所要の情報の提供に努める」こととなっている。</p> <p>イ その際、実施機関は「開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示す」と</p>
------	---

	<p>いう職責を果たすことになっている。</p> <p>ウ 教育長が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報外の情報は全く提供されていない。</p> <p>エ 開示請求者は、行政がどのような情報を作成し、保有しているか知る由もない。</p> <p>オ 本件開示請求はほぼ1月経過しており、未だ開示に至らない原因は、教育長の補正行為にある。</p> <p>2 調査の概要 平成27年8月19日 苦情の申出書の受付(苦情事案11) 平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦情処理調査部会」という。)で審議</p> <p>3 処理結果 苦情処理調査部会の検討結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 本件は、実施機関が平成〇〇年〇月〇日付け教福第〇〇〇号及び同年同月〇〇日付け教福第〇〇〇号「行政文書開示請求書の補正について」で補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成〇〇年〇月〇〇日付けで却下し、苦情申出人が平成〇〇年〇月〇〇日付けで異議申立てをしたものであり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>(2) 本件苦情は補正要請の方法、内容に対するものであること及び条例第27条の2第3項第1号該当性と同項第2号該当性は択一関係にあるものではなく競合関係にあることを前提に時系列的に考えると、次のとおりである。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階 開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理調査部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階 同決定がなされた時点で同項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階 異議申立てにより千葉県情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅とする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>エ そうすると、当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととともに、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同項第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>
担当委員	橋本拓朗、中橋一夫

処 理 結 果 通 知 書

政 法 第 3 0 0 5 号 - 1
情 公 推 第 3 4 号 - 1
平 成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年9月1日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案12：平成27年9月1日付け（以下「本件苦情」とする。）</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日付け開示決定（政法第〇〇〇〇号及び第〇〇〇〇号）（以下「本件開示決定」という。）における「開示を実施する日時」において、千葉県知事は、当方が現実的に対応できない開示日時をあえて指定した。</p> <p>当方に、本件開示決定が送達されたのが、平成27年8月29日（土）午後5時過ぎであった。開示日時は9月3日午前10時である。8月29日（土）午後5時過ぎということは、たまたま今回は、当方が本件送達を受けられる状況にあっただけで、実質的には土日をはさんで8月31日（月）に送付を受けたことと同じである。</p> <p>8月31日の翌日から9月1日及び2日をはさんで2日後の9月3日に開示を受けるよう日時設定することは、開示日時に赴くため仕事等の調整が不可能な事は知事も承知のことである。このことについて、情報公開班担当者は、「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください。」とメモ書きした。</p> <p>開示日時の指定に係って過去、千葉県情報公開推進会議は私の苦情を認め「特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時がより適正な指定であったと考えられる。」としている。</p> <p>この苦情は、本件苦情対象担当課である政策法務課が所掌しており、知事は情報公開推進会議の判断を知らながら、あえてこれを無視し、今回の行為に及んでいる。</p> <p>主権者の開示請求する権利擁護伸張のために、関係者を指導措置し、再発防止並びに改善を図るべきである。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成27年9月1日 苦情の申出書の受付（苦情事案12）</p> <p>平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦</p>
------	--

情処理調査部会」という。)で審議

3 処理結果

(1) 平成25年度苦情事案4について

苦情申出人も指摘するとおり、本件苦情には平成25年度苦情事案4が先例として存在するので(以下「先例事案」とする。)以下検討する。

ア 先例事案において認定された当該苦情に係る事実の経過は以下のとおりである。

平成25年8月2日(金) 決定通知書発送(〇〇市宛)

8月3日(土) 到達予定日

8月4日(日) ー

8月5日(月) ー

8月6日(火) ー

8月7日(水) 到達予定日の翌日から起算して4日目。

イ 先例事案は、以下のように述べる。

「開示日時を指定するに当たって、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年千葉県教育委員会規則第3号)別記第2号様式及び別記第3号様式注1にあるとおり、当該指定について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、開示を実施する日時を申出人に提示している段階で回答がなく、申出人の都合を確認できない本事案の場合、特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時(中略)がより適切な指定であったと考えられる。」

また、先例事案においては、日時を算出する際、曜日や到達時間について考慮する旨の言及はない。

さらに、〇〇市宛の場合、投函日翌日を到達予定日とすることができる旨を前提として判断がなされている。

(2) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 本件苦情について

苦情申出人によれば、平成27年8月29日(土)に開示決定通知書が到達している。この日の翌日から起算して3日後は9月1日(火)である。なお、先例事案においては特に言及されていないが、祝祭日等で長期間県の事務処理がなされず、担当課に連絡を取れない可能性がある場合などには、対応が十分可能となるよう、日程の設定については適宜考慮すべきであるが、本件苦情においてはこの間、特に祝祭日等は含まれないから、開示実施日としては、9月2日(水)以降を指定するのが適切である。

本件では、9月3日(木)を指定しているから、本件指定に問題はない。

イ 付言

苦情申出人によれば、苦情申出人の元へは8月29日(土)に開示決定通

	<p>知書が送達されたとのことである。苦情申出人は、9月1日（火）に苦情の申出をするために来庁しているのであるから、その際に調整を申し出ることも可能であった。</p> <p>県は、より速やかな開示に資するため、できるだけ早い日時を指定しているものである。</p> <p>本件苦情の事案においても、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください」との通知にも見られるとおり、県民の権利を軽んじているわけでもない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2995号-1
情公推第32号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年9月16日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案13：平成27年9月16日付け</p> <p>(1) 平成〇〇年〇月〇日午前〇〇時、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において教育庁教育振興部教職員課（以下「教職員課」という。）職員から同課に係る情報開示を受けようとした際、教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）職員が現れて、開示を妨害し、情報の閲覧をすることができなかった。</p> <p>(2) センターにおいて、〇月〇日午前〇〇時教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）経理・貸付班職員（以下「経理・貸付班職員」という。）、〇月〇〇日午前〇時〇〇分福利課給付班職員（以下「給付班職員」という。）から、福利課に係る情報開示を受けようとした際、教育総務課職員が押し掛けてきて妨害し、開示を受けることができなかったことについては、すでに貴会議に苦情を申立てた。今回で同主旨、連続三回目の苦情の申立てである。</p> <p>(3) 〇月〇日午前〇〇時、教育総務課職員が三度開示の席に現れて、当方に話があると、以下の発言を行った。発言順に記す。教育総務課職員の発言は、隣室のセンター職員が聞いている。仮に教育総務課職員が下記発言内容を否定する場合、必ずセンター職員に確認されたい。当方は教育総務課職員の発言について、さらに詳細なメモを提示する。</p> <p>ア 教育総務課職員の発言に先立って、当方から教育総務課職員に対し、本日の妨害行為について、情報公開推進会議に苦情相談することになる。情報公開推進会議の事務を所掌するのは総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）であり、教育総務課職員が昨年まで所属した部署である。このようなことを続ければ、苦情の申立てが重なって、政策法務課の仕事が大変になる。今回のような行為はストップすべきだと指摘した。これに対し教育総務課職員は、一度去った組織とはもう切れている、関係ないと言い放った。</p>
------	--

イ 教育総務課職員は、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握したいと言い出した。請求者に行う開示事務とは全く無関係な話である。教育総務課職員の懇願の様相を帯びた申出に対し、当方は、通路に座るとか壁際に立つなどは異常で、あまりにもみじめな話であると指摘し、即座に断った。教育総務課職員は、国語の先生ではないからみじめか否かわからないと嘯いた。

ウ 当方が重ねて教職員課の開示に同席することについて確認をしたところ、担当課が開示非開示の判断の説明に窮した場合、速やかに説明できるようにするためだと、過去2回の説明を繰り返した。これに対し当方は、これまでに行ってきた指摘を再度行った。

(ア) 開示は請求を受けた担当課で開示不開示の判断を行い、これを教育総務課等関係部署に会議、確認して開示を行う。開示の席で請求者から開示非開示に関する質問が出て、その場で回答できない場合は、原課に持ち帰り再度検討し回答するのが開示の正常な手続きである。

(イ) 開示を行う担当者は、開示について素人の場合が大半である。当方も同様なので、開示の場では開示非開示の判断について、極力質問等を行わないようにしてきた。本日もそのようにする。上主張の通りであるから、教育総務課職員がここにいる理由はない。開示を受けたいので、直ちに席を外していただきたい。

エ 教育総務課職員は、担当課から開示情報に関する説明を行い、さらにその場で教育総務課から開示非開示の説明を、当方にだけ特別にサービスすると説明した。これに対し当方は、行政は特定の主権者県民に限って「特別」に「サービス」を行うという主張自体あり得ない。子ども騙しの主張である。当方はそんなサービスを受けるつもりは全くない。よって教育総務課職員がここにいる理由はない。開示を受けたいので、直ちに席を外していただきたい。

オ 教育総務課職員は、他課が行う開示の席に貼りついて同席を強行しているのは、開示請求者のうち当方だけということを明らかにした上で、教育総務課が行う総合調整の事務として、当方の発言を把握する必要がある。だから開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか壁際に立って、当方の発言を把握したいと、冒頭の発言を再び繰り返した。情報の開示とは無縁のことである。

カ 教育総務課職員は、壁際に立ちあるいは通路に座ることを、教育総務課の事務であると主張した。よって教育総務課職員が開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか壁際に立って、当方の発言を把握する行為は、教育総務課長の指示、指導及び承認に基づいて実行されていることになる。教育総務課長が指示する行為は明らかに監視活動、盗聴、スパイ行為に類するものである。当方はこのことについて、以下二点を指摘した。

(ア) 教育総務課が行う総合調整の事務は、庁内各機関に対する総合調整であって、主権者県民を相手に総合調整を行うことはない。教育総務課長の主張は

デタラメであり、常軌を逸脱し違法である。

(イ) ○月○日、○月○○日及び今回○月○日と、最初、教育総務課の主張は、開示に同席するのは開示非開示の説明という理由であった。しかし今回は、当方が最初から指摘してきた通り、開示の場に同席を強制することによって、当方を監視する目的が。大変なことである。これは明らかにスパイ行為であり、県民に対する違法な監視活動である。

キ この指摘を行った途端、教育総務課職員は、当方の発言を把握するなど言っていないと言い逃れを始めた。そこで当方が、今言ったばかりではないかと主張すると、教育総務課職員はその発言を取り消すと、自ら行った発言を結果的に追認補強する始末であった。教育総務課職員は平然と嘘をつく。

ク ○月○日に開示の実施をした経理・貸付班職員及び○月○○日に開示の実施をした給付班職員は、教育総務課長の指示、指導及び承認に基づく教育総務課職員の違法行為の目的を知らながらこれを幫助した。要するに両人は、教育総務課職員が当方を監視するために同席することを知らながら、県民に嘘をついたのである。給付班職員は、教育総務課職員が横にいないければ開示はできないと言い放ち、開示をせず教育総務課職員とともに開示の場を去った。

ケ ○月○日、窮した教育総務課職員は、最後に福利課から要請を受けたから同席したと責任転嫁した。○月○○日、同様に福利課から要請を受けたので同席したと主張した。そして今回○月○日、最後は、教職員課から要請を受けたから同席したと主張した。もし教育総務課職員が主張するとおりなら、福利課及び教職員課は、特定の県民に対する監視活動を教育総務課に依頼したことになる。実施機関は組織を挙げて情報公開の名の下に違法な監視行為を続けている。

(4) 教育総務課職員が繰り返すのは、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握するということである。去年まではなかったことである。教育総務課長が教育総務課職員に行わせている行為は開示事務と全く関係のないことであり、違法そのものである。

当方は教育総務課長が行う監視活動に起因する混乱のため、7月からほぼ3か月間、開示を受けられない不利益を被っている。

2 調査の概要

平成27年 9月16日 苦情の申出書の受付（苦情事案13）

平成27年10月22日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査

平成27年11月 9日 書面による調査の回答（教職員課）

平成27年11月10日 実施機関への聴取

平成27年11月27日 書面による調査の回答（教育総務課）

平成27年12月 2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下

「苦情処理調査部会」という。)で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、教職員課の開示実施の場に教育総務課職員が同席することが、苦情を申し出た者(以下「苦情申出人」という。)を監視・盗聴する目的等でなされた差別的なものであるため、当該同席行為は不当なものであり、かつ、苦情申出人はこれを望まないから、教育総務課職員を同席させないでほしい、これから同席が続くと開示の実施が受けられなくなるという趣旨の苦情と解される。

(2) 本事案について、実施機関(教育総務課)に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

ア 苦情申出人は教育総務課が実施機関の他課における開示の実施に立ち会うことは違法である旨主張しているが、教育総務課職員は以下の理由から教職員課の開示の実施に同席したのである。

(ア) 担当課から教育総務課に開示の実施において同席の依頼があったこと

(イ) 教育総務課は行政文書開示請求等に係る総合調整を担っていることから、担当課を補助する必要があること

(ウ) これまでの開示において苦情申出人から開示、不開示の判断、行政文書開示請求制度に関する質問がされ、担当課のみで対応することが困難であることがしばしばあったこと

(エ) 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第4の5(3)により、開示は担当課(所)が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明するとされており、説明する内容等について補助する必要があること

(オ) 教育総務課及び担当課で対応することは、苦情申出人の利便性及び事務の効率性に寄与すること

イ 苦情申出人の1(3)イの主張について、平成〇〇年〇月〇〇日にも発言したけれども前置きを入れたうえで苦情申出人が言い出したことであり、苦情申出人の主張するような発言を教育総務課職員は行っていない。

ウ 苦情申出人は1(3)ウのとおり主張するが、教育総務課職員は苦情申出人に対しア(ア)、(イ)及び(オ)の説明をしたのである。

エ 苦情申出人の1(3)エの主張について、他課が行う開示の席に教育総務課職員がいるのは確認したところ当方だけだと苦情申出人が明らかにしたのであって、その発言に対し教育総務課職員は何の発言もしていない。また、苦情申出人から教育総務課が開示の実施に同席する理由を尋ねられているが、開示、不開示の判断について迅速に対応するという理由以外の理由が想起できないと教育総務課職員が発言したのであり、「苦情申出人の発言を把握する必要がある」という発言は行っていない。

オ 苦情申出人の1(3)キの主張について、担当課の職員が苦情申出人の質問に回答できない場合に、教育総務課が助言をするという説明であり、苦情申出

人の誤解を生む発言であったので、発言の取り消しを求めたのである。

(3) 本事案について、実施機関（教職員課）に説明を求めたところ、回答はおおむね以下のとおりであった。

教職員課は、以下の理由から教育総務課職員の同席を求めた。

ア 教職員課管理室の情報公開に係る開示担当者として未熟であり、同席してもらう方が心強かったため、行政文書開示請求等に係る総合調整を担っている教育総務課職員に同席を依頼した。

イ 前任者から、教育総務課文書・情報室担当職員が同席していたと聞いていたので、同席を依頼するのが当たり前という認識があった。

また、平成〇〇年〇月〇〇日に苦情申出人に対し開示を実施した際にも教育総務課職員が同席していたが、開示を中断することなく進めることができた。

(4) 本事案について、教育総務課職員から聴取を行ったところ、内容はおおむね以下のとおりであった。

ア 事務取扱要綱第4の5（3）には「開示は担当課（所）が行い」と記載されており、担当課以外の職員について規定されていないが、担当課の職員ではない総合調整を職務とする職員を、必要に応じて同席させることはできると考えている。また、教育総務課の事務分掌にある「行政文書開示請求等に係る総合調整」に含まれる具体的な事務というのは、実施機関における情報公開の事務に関しての各担当課からの相談、開示請求の補正、開示請求の対象文書の特定、開示決定等や開示の実施についてのサポートである。

本件においては、(2) アの理由に加え、担当課のみで開示の実施をすると、苦情申出人が自分の主張を押し付けるようなことがあるため、そこを補助する必要があったため同席した。

また、開示の実施における職員の同席は、実施機関が必要と考えた場合に行っており、開示請求者が開示を実施する職員及び同席する職員を選択することはできないと考えている。

イ 〇月〇日の開示の実施の際に、教育総務課職員から苦情申出人に対し、教育総務課職員が同席することについて説明を行った。しかし、苦情申出人は30分程度で中断して帰った。

(5) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア まず、教育総務課職員が教職員課の開示に同席したことが、情報公開制度一般に照らして適当かどうかについて検討する。

教育総務課は、今回の開示の実施においては、担当課である教職員課から、不慣れな開示の実施を補助するために同席を依頼され、教職員課を補助する必要があったため同席したとのことである。

教育総務課職員の事務分掌表には、「行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」という記載がある。

実施機関の事務分掌の範囲については、実施機関が判断するものであり、教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁

	<p>内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が教職員課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。</p> <p>本件で、教育総務課が同席したのは、教職員課職員の要請によるものと認められ、開示の実施の経験が少ない教職員課職員の補助を教育総務課職員が行うということは、上記の必要性に含まれるものと解されるものである。</p> <p>イ 苦情申出人が教育総務課の同席を望まないことについて</p> <p>苦情申出人は、上記アの経緯から教育総務課職員が教職員課の開示の実施に同席したことが、ことさら苦情申出人を監視する目的であり、差別的な取り扱いであると主張するので、この点について検討する。</p> <p>当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、盗聴等、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。</p> <p>苦情申出人は種々申し立てており、個人の主観や、苦情申出人に対する開示の実施はこうあるべきであるという個人の意見があるものと推測されるが、教育総務課が同席した目的は、上記アのとおりであるから、実施機関が特に苦情申出人に監視行為、盗聴行為、差別的な取り扱いを行ったという事実を認めるに足りない。</p> <p>また、開示の実施においては、どの職員が開示を担当するかについては、実施機関の主張するとおり、実施機関が決定すべきことであり、開示請求者の同意を要するものではないと解すべきものである。本事案については、開示請求者の同意を要する特段の事情もないため、開示請求者である苦情申出人に対し教育総務課職員の同席について同意を要しない。</p> <p>なお、実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、対応に努められたい。</p>
調査委員	佐野 善房、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政 法 第 3 0 0 6 号 - 1
情 公 推 第 3 5 号 - 1
平 成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年9月16日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案14：平成27年9月16日付け（以下「本件苦情」という。）</p> <p>千葉県教育庁（以下「教育庁」という。）教育振興部教職員課（以下「教職員課」という。）から開示請求について開示すべき情報が多いという理由で整理を依頼され、これに応じるべく、三度にわたって文書を送付し、整理に協力する旨伝えた。しかし教職員課からは一切応答がなかった。</p> <p>平成〇〇年〇月〇日午前〇〇時、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）において、教職員課管理室管理主事〇にその理由を質したところ、教職員課として当方が送付した書面を見たことがない可能性が強いと明言した。</p> <p>当方が送付した書面は、センター宛が二通、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長（以下「教育長」という。）宛が一通である。</p> <p>こうした書面は通常、千葉県教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）を経由し、担当課に配布される。教職員課を対象とする文書を教職員課が知らないということならば、配布すべき教育総務課が、何らかの理由あるいは意図をもってこれを秘匿したということになる。送付した書面は郵送もしくはFAXしたものであり、確実に教育庁に届いている。</p> <p>郵送した書面が関係部課所に届かないという事態は極めて異常であり、事務が正常に取り行われない危険性があり、組織の根幹にかかわることである。千葉県情報公開推進会議は他に例がないかを含め、本件苦情に対し真摯に対応すべきである。</p> <p>なお付言すれば、〇月〇日、管理主事〇に教職員課の開示に教育総務課が同席</p>
------	--

する理由を質問したところ、昨年まで教職員課の開示には必ず教育総務課が同席してきたからであるとの説明を受けたと回答したが、昨年度、そのような事実は一切なかった。

2 調査の概要

平成27年9月16日 苦情の申出書の受付（苦情事案14）

平成27年10月30日 苦情調査の実施（政策法務課回答）

平成27年11月5日 苦情調査の実施（教育総務課回答）

平成27年11月5日 苦情調査の実施（教職員課回答）

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下苦情処理調査部会）という。）で審議

3 処理結果

（1）本件苦情について

苦情処理調査部会が調査したところ、情報公開の全般的な窓口となっている千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班（以下「政策法務課」という。）は、概ね以下の通り説明した。

苦情申出人は平成〇〇年〇月〇日、「千葉県教育庁政策広報室並びに教職員課が教育庁外から受けた意見、抗議、提案等全ての情報（メール、FAX等すべて含む。）2015年1月から5月30日まで」という開示請求を行った。

これに対し、教職員課は平成〇〇年〇月〇〇日、文書量が大量となるので、請求の対象となる行政文書の一覧表を添えて抽出請求（請求対象文書の特定）を要請する文書を発した。

苦情申出人は、この請求に係る連絡等の過程で、「資料2」「資料3」「資料4」と本件苦情に際し自ら付番する、3通の不定型文書を送付した。（以下「本件資料2」「本件資料3」「本件資料4」とする。）

本件資料2 「1 本件開示請求に係る開示情報が大量となる客観的な根拠を示すこと。2（中略）すでに特定した各情報（各件名）について、その概要を伝える事。（後略）」等の要請をする文書（教育長宛、平成〇〇年〇月〇〇日付け）

本件資料3 開示決定通知書等が苦情申出人に送達されたが、開示日時の変更を求め、また、開示の設定日時が、決定通知書が苦情申出人へ到達日してから6日後であるため、日程設定に無理があるとして「警告」等をする連絡文書（センター宛、平成〇〇年〇月〇日付け）

本件資料4 教職員課及び教育政策課から示された開示の予定が、不可能な設定であるとして、開示を受ける文書を整理しなおすよう要請する連絡文書（センター宛、平成〇〇年〇月〇日付け）

本件苦情は、苦情申出人によれば、上記3通の文書につき教職員課からは一

切応答がなく、これを教職員課担当者に質したところ、「見たことがない可能性が強い」との回答があったことから、郵送した文書が関係課に届かないとしてなされたものである。

(2) 本件苦情申出書が提出されるに至った背景・経緯等

ア 苦情処理調査部会は本件苦情調査のため、本件苦情の背景・経緯等について確認する必要があると判断し、これらにつき調査したところ、政策法務課は、以下のとおり説明した。

苦情申出人は、ほぼ定期的に教育委員会の特定の課や県立学校に対して開示請求を行っており、その開示請求の中には「〇〇課〇〇室が作成した情報（起案決裁文書含む。）及び同室が同室以外から収受した情報（2014年〇〇月〇〇日から2014年〇〇月〇〇日までの分）」などと特定の部署に関連した行政文書を網羅的に請求する事案が多く含まれている。

これらの請求に対応する開示決定等の対象文書は、必然的に大量となり、その結果、平成〇〇年度における開示請求件数の多い上位3担当課（所）は、苦情申出人が集中的に開示請求を行った部署となっている。

また、苦情申出人は、開示請求書の提出とともに、開示決定等が済んでいる案件の開示の実施の日程調整の文書、教育委員会等に対する不定型な抗議文書や要請文書等、多様な文書を来訪のたびに持参し、総合窓口としての政策法務課に収受を求めることから、政策法務課は、これらの文書を一旦収受のうえ、関係課（所）に配布している。

なお、苦情申出人は、多くの課に請求を繰り返しており、下記に述べるイ、ウの対応は、申出人による開示請求のうち、あくまで一部に対するものである。

イ 教職員課から聴取したところ、以下のとおり口頭にて説明した。

平成〇〇年4月から11月中旬時点までの間、苦情申出人からの開示請求に対応するため準備した文書は、対象文書のほか、請求を受けて作成したリスト・課内説明のための資料等を含めると、教職員課内のみで約2,000枚に上る。

ウ 千葉県教育庁企画管理部福利課から聴取したところ、以下のとおり口頭にて説明した。

苦情申出人からは大量の行政文書開示請求が続いている。苦情申出人からの請求を受け準備した文書は、平成〇〇年度1年間だけで厚さ2m40cmに上った。対象文書準備のために複数の職員が残業・休日出勤等をしており、他の業務が圧迫されている。

(3) 本件資料2、3、4の各課での処理経緯

各課の説明を総合すると、各文書についての処理経緯は以下のとおりである。

ア 本件資料2

(ア) 政策法務課における対応

平成〇〇年〇月〇〇日收受。総合窓口にて受付。教育総務課、松戸南高等学校、福利課、千葉商業高等学校を送付先とし、教育総務課へ持参し、関係課への配布を依頼。

(副課長、班長、班員 決裁。〇月〇〇日発送。)

(イ) 教育総務課における対応

平成〇〇年〇月〇〇日、政策法務課より收受。〇〇日、教育総務課長から教育政策課長及び教職員課長宛てに送付(担当者が手渡し。)

(主幹兼文書情報室長、室員(情報)決裁。〇月〇〇日手交。)

(ウ) 教職員課における対応

教育総務課から收受した文書を保管。

上記3(1)に示す、本件資料2に記載された「2」の要請については、苦情申出人に返答はせず、開示作業に切り替えた。苦情申出人から「千葉県教育庁政策広報室並びに教職員課が教育庁外から受けた意見、抗議、提案等全ての情報(メール、FAX等すべて含む。)2015年1月から5月30日まで」という内容の開示請求があり、この請求の対象となりうる文書を一覧表化し、苦情申出人に発してあった。この一覧表においては、文書により寄せられた苦情等については件名を表示しているが、メールや電話により寄せられた苦情等については既に概要を表示しているものもあり、更に細かく概要を知らせる作業は、開示作業をすることと、ほぼ同じであり、二度手間であるため、開示することとしたものである。〇月〇日に行われた苦情申出人への別案件の開示の機会に、このことにつき説明し、申立人から返答もあった。

担当者は、本件資料2につき「見たことがない可能性が強い」と発言したが、收受してから1カ月以上経過しており、教育総務課から收受した旨を失念してしまっていた。

イ 本件資料3

(ア) 政策法務課における対応

平成〇〇年〇月〇日收受。総合窓口(FAX)にて受付。教育総務課へ持参。(副課長、班長、班員 決裁。日付の記録なし。)

(イ) 教育総務課における対応

平成〇〇年〇月〇日、政策法務課より收受。

同年〇月〇日、教育総務課文書・情報室で供覧後、教育政策課及び教職員課担当者に口頭で連絡。

同日、教育政策課、教職員課の文書につき、開示の実施日時を平成〇〇年〇月〇日午前〇〇時からに設定する旨の文書を苦情申出人にFAXにて送付。(本件資料3への回答に当たる。)(主幹兼文書情報室長、室員(情報)決裁。)

(ウ) 教職員課における対応

教育総務課より、口頭で開示の実施日時を〇月〇日と設定したとの連絡を受け、文書は収受していない。

ウ 本件資料 4

(ア) 政策法務課における対応

平成〇〇年〇月〇日収受。総合窓口にて受付。教育総務課へ持参。

(副課長、班長、班員 決裁。日付の記録なし。)

(イ) 教育総務課における対応

平成〇〇年〇月〇日、政策法務課より収受。教育総務課文書・情報室で供覧後、翌〇月〇日に教育政策課及び教職員課担当者に口頭で連絡。(主幹兼文書情報室長、室員(情報)決裁。)

苦情申出人は、〇月〇日午前〇〇時に設定した文書開示の予定につき「全ての開示を受けることが不可能」としていたが、同日時に開示予定の文書量は少ない(計 115 枚)ため、同日時で開示を行いたい旨を、同日、苦情申出人に FAX にて送付。(本件資料 4 への回答に当たる。)

(ウ) 教職員課における対応

教育総務課より、口頭で開示の実施日時を〇月〇日と設定したとの連絡を受け、文書は収受していない。

(4) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 県職員は、県民への一般的な対応として、迅速で、きめ細やかな対応をすべきである。ただし、県は、あくまで県民全体のために業務を行うものであり、特定の業務に集中するあまり、他の業務を滞らせて他の県民に不利益を与えるべきではない。そこで、そうした事態を引き起こす可能性のある一方的要請に対しては、各課(所)は、上記 2 つの要請につきバランスのとれた対応をするよう努めるべきである。

イ 本件苦情における苦情申出人の送付してきた文書は、いずれも意見の表明であり、必ずしも関係課(所)はこれらの文書に応答すべき義務はないものである。

この点、各課の説明からすると、関係課(所)は今回、各文書の送付あるいは内容の伝達を、上記 3(3)で述べたとおり適切かつ迅速に行っており、また、苦情申出人への、口頭・FAX での応答による日程の調整等の対応も丁寧になされている。

よって、本件苦情に係る各課の対応は、適切であったと認められる。

ウ ただし、本件資料 2 において、苦情申出人は、「〇月〇日まで作業を完了し、当方に書面で連絡をするよう再度要請する」と述べているのであるから、担当課は、これに従う義務はないとはいうものの、〇月〇日の一つの区切りとして、作業を切り替えた旨について口頭での連絡をする等、あくまで行政サービスの一環として、他の業務を滞らせない範囲で、丁寧な対応を行うことも可能であったはずである。

	<p>エ さらに、教職員課は、失念していたとはいえ本件資料2を実際には収受しているにもかかわらず、「見ていない可能性が強い」と返答し、また、開示の際の教育総務課職員同席の有無についても、昨年まで教育総務課が常に同席してきたと受け取られるような回答をするなど、事実とは異なる回答を安易に行っている。この点についても、不確実であれば課に戻って確認する等、他の業務を滞らせない範囲で、県民に対する確実な回答を心掛けるべきであったといえる。</p> <p>(5) 付言</p> <p>そもそも本件苦情は、苦情申出人と県との間で円滑な連絡が出来ていなかったことに原因があるところ、本件苦情に関連し、政策法務課は以下のように説明する。</p> <p>苦情申出人は当初、開示請求書に連絡先電話番号を記載しなかったため、教育委員会はFAXによる連絡を行ってきたが、平成〇〇年〇月〇日、苦情申出人は「ファックスの利用停止について(通知)」と題する書面を提出し、「今後、千葉県教育庁が私に対しファックスを用いた連絡を行わないよう周知してください。なお、この通知以降ファックスによる連絡送信を受けた場合、破棄することがありますのであらかじめ通知します。」との通知をしてきた。</p> <p>この通知を受け、総合窓口では苦情申出人に連絡先電話番号の記載を要請し、その後記載するようになったが、欄外に「当方の留守電話録音機能は容量が小さく仕事で使用しますので、開示関係の連絡に際し利用することは控えてください。また仕事上、できるだけ対応できるよう18時以降の連絡を要請します。」と記載し、原則として文書送付による連絡を希望する旨を口頭で申し入れた。このために苦情申出人に対する連絡は、円滑に行われていなかったとのことである。</p> <p>行政文書開示請求は県民の権利ではあるが、開示請求者にも、開示を受けるために必要な協力が求められるというべきである。本件に即していえば、通常の事務であれば、連絡は電話等で行われているのであるから、苦情申出人も勤務時間内の電話、メール、及び来庁時の調整といった迅速な通知手段での対応を検討し、円滑な連絡が可能ないように努力すべきである。</p>
調査委員	橋本 拓朗、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第3009号-1
情公推第40号-1
平成27年12月25日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H27) 苦情事案15：平成27年10月7日付け (1) 苦情申出書 ア 「申出に係る苦情の原因となる事実」 (ア) 平成〇〇年〇〇月〇日午前〇時〇〇分過ぎ、千葉県情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)において、千葉県教育庁教育政策課(以下「教育政策課」という。)職員二人から情報の開示を受けようとしていた。同〇〇時〇〇分過ぎ、突然、千葉県教育庁教育総務課(以下「教育総務課」という。)主査Sが、衝立で隔てられた千葉県政策法務課職員らの執務場所から現れて、着席して話をしていた当方及び教育政策課職員二人の頭上から、「千葉商業高校の・・・」と言いだした。 (イ) 突然のことであったので、当方が「今日は教育政策課から開示を受ける日で、今開示を受けているところだから」と説明したが、主査Sは聞き入れず、「千葉商業から頼まれた」と言い続け、三人の頭上で、一片の紙をひらひらと振りかざした。当方が再び「今日は教育政策課から開示を受ける日だから」と取り成しても、一切聞く耳を持たず「千葉商」「千葉商」を繰り返した。 (ウ) 「これでは、教育政策課から開示を受けることができない」と再度説明したが、主査Sは「千葉商」「千葉商」と一方的に繰り返すばかりであった。様子が尋常ではないので、「これでは開示を受けることができない。妨害になる」と指摘し、教育政策課職員と話をしようとする、今度はやや腰をかがめ、当方の方に顔を近づけ「千葉商業から頼まれたものがある」と言い続けた。 (エ) 当方が「これで三度目になる。今日は教育政策課から開示を受ける日で、今、話をしている。(主査Sが)ここに来ることは事前に連絡を受けていないし、私たちも了解していない。これでは開示を受けることができない。このままでは、帰ることにならざるを得ない」と説得したが、再度一片の紙をひらひらさせて、「千葉商業から頼まれた」「千葉商業の」と繰り返すばかりであった。</p>
------	---

(オ) 主査Sはかなり興奮しており、手を上げたり体当たり等の暴力を振るう危険があった。そこで主査Sにこのような行為をさせないよう、「妨害だ。これでは開示を受けることができない」と説明し、席を立って開示場所から立ち去ろうとした。

この時、主査Sが現れた衝立の後ろから、政策法務課職員一名が現れた。同課個人情報・相談調整班員である。

(カ) 当方はこの職員に対し「今の様子を聞いていたでしょう。異常だ。これは妨害以外の何でもない。事前の了解を得ることもなく私たち三人の前に現れて、頭の上から一方的にがなり立てている。これで開示を受けられなかったのは、あなたも知っているとおりの四度になる。このことは千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）に再度苦情を申し立てる」と説明した。この後、開示の場所であるセンターのドアを開け外に出た。

以上が事実である。政策法務課職員並びに教育政策課職員が嘘をつかず誠実ならば、このとおりの証言するはずである。

イ 「苦情の趣旨」

教育総務課主査Sの説明によれば、主査Sの行為はすべて教育総務課の事務として、その分掌に従って執り行っているという。よって上記「申出に係る苦情の原因となる事実」行為は、教育総務課長の指示、指導並びに承認に基づいて実施されている。よって主査Sの言動を「課長」と表す。課長の行為によって、当方は8月以来四度の開示を受けることができない状況にある。課長の言動は、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）で保障する情報を開示請求し開示を受ける権利を剥奪している。四度に及ぶ開示を受けることのできなかった権利の具体的補償及び今後の開示を受ける権利保障を求める。

ウ 「苦情の理由」

(ア) 当方は、政策法務課から課長が教育庁他課の開示に同席しない方向で調整が進んでいるので協力してほしいとの意向を示された。当方はこれに対し、条例どおりの開示を受けることができるのであれば協力する旨答えた。しかし今回の事件は同席同伴どころか、妨害攻撃である。

(イ) しかし今回、課長は衝立で仕切られたセンター政策法務課職員の執務場所に待機し、ここから当方のところに突然現れて非行に及んでいる。また政策法務課職員らは課長の非行を途中で止めるでもなくやらせ放題であった。

(ウ) かかる事実を振り返れば、センター政策法務課職員らは課長に非行の待機場所を提供し、有形無形に支援したと言うほかない。また同様に開示にきた教育政策課職員二名もあらかじめ課長の非行を知りながら、これを諫め止めることなく好き放題にさせていた。

(エ) 課長の非行は、詰まるところ、当方から不当な発言を引き出すための下手な田舎芝居、挑発デモンストレーションというほかないものであった。

もしこの見立てが正しければ、課長、センター政策法務課職員そして政策法務課職員らは、予定した目的を達することができなかつたのであり憐れである。とりわけセンターでの開示に職責を有する政策法務課職員の、課長の非行を黙認するなどの信義誠実に背く行為は重ね重ね哀れである。

エ 結語

このところ、推進会議は発足当初の目的を曲げ、変質してしまったという声が、市民のみならず法律の専門家からも出始めている。推進会議の法各委員は、信用

を欠くことのないようにすべきである。

本件は、「不当と言うほどのことまではない」などとお茶を濁すような安易な事件ではなく深刻な不当行為である。課長、同席した教育政策課職員二名及びセンター政策法務課職員らと連携し、事実を曲げることのないようされたい。

(2) 平成27年11月11日付け情報公開事務に係る苦情の申出書（補充書）

その後、新たな事実が判明したので下記事項を補充します。

ア 新たに判明した事実

教育庁教育総務課長の指示指導並びに承認を受け、〇〇月〇日午前〇〇時、教育総務課主査Sが教育政策課の行う開示を妨害し、開示をできなくした。

この日、当方が教育政策課担当者二人の前に座った途端、主査Sが開示の場に乱入し威嚇恫喝脅迫等わめき散らしたため、目の前にいる教育政策課担当者の職氏名及び同課が開示しようとした内容が分からないままであった。

〇〇月〇日（〇）午後〇時より、センターにおいて、再び教育政策課担当者二人より開示を受けた。そこでこの二人に、〇〇月〇日開示をしようとした教育政策課担当者職氏名及び開示予定だった内容を確認した。

〇〇月〇日開示に来た職員は、〇〇月〇日当方と共に主査Sの不法行為にあった職員であった。

- ・〇〇月〇日、開示のためにセンターを訪れた教育政策課職員

副主幹 I

副主幹 H

- ・〇〇月〇日、開示予定だった情報内容

「千葉県教育庁政策広報室並びに教職員課が、教育庁外から受けた意見、抗議、提案等すべての情報（メール、FAX等すべて含む）平成27年1月から5月まで」という開示請求に対応する情報。

イ 教育政策課副主幹I並びにHの証言

(ア) 当方が〇〇月〇日、開示に際して主査Sがいきなり侵入して暴れたことに対し、なぜ主査Sの不当行為を止めなかったのか尋ねたところ、兩人とも「気が動転してしまって、止めることさえ考えられなかった」と口をそろえて証言。

(イ) 当方が開示を受けることができなかったことについて尋ねたところ、兩人とも「申し訳なかった。お詫びする」と証言。

主査Sのあまりにも常軌を逸した不法行為が、上兩人ともに「気が動転」するほどの異常さ激しさだったことが、今回の証言で明らかとなった。実際には、先に提出した「苦情の申出」（苦情事案15）に記載した不当行為より深刻だった可能性がある。

ウ 教育政策課長と教育総務課長について

本件は教育総務課長が同課主査Sに指示指導並びに承認を与え行わせた不当行為である。かかる不当行為原因者並びに実行行為者がそ知らぬふりを続ける間に、共に被害を受けたというべき教育政策課副主幹I並びに同副主幹Hが、当方に開示できなかったことを謝罪した。

この一事を見ても、課長は異形でありその異常が際立つ。自らの不当行為を認識し、謝罪すべき能力が欠如していることが強く推認される。

再三指摘したとおり、課長には、これまで五度に及んで条例で定められた情報の開示を、主査Sに指示し、時に物理的対応を行使しながら阻止した。同じ教育庁組織にあって、教育政策課長と教育総務課長の落差、上司として所属職員に対する

指導や姿勢の違いがあまりにも顕著である。

エ 最後に

本件苦情申立てにおいて、当方は末尾に次の指摘を行った。

「このところ、推進会議は発足当初の目的を曲げ、変質してしまったという声が、市民のみならず法律の専門家からも出始めている。推進会議の法各委員は、信用を欠くことのないようにすべきである。

本件は、『不当と言うほどのことまではない』などお茶を濁すような安易な事件ではなく深刻な不当行為である。課長、同席した教育政策課職員二名及びセンター政策法務課職員らと連携し、事実を曲げることのないようされたい。」

推進会議の各委員は勇気と誠実をもって、上記教育政策課職員に本件の事実を確認し検証すべきである。

2 調査の概要

平成27年10月7日 苦情の申出書の受付(苦情事案15)

平成27年11月10日 調査実施

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本件苦情は、平成〇〇年〇〇月〇日の開示を含めて、苦情を申し出たもの（以下「苦情申出人」という。）の開示の実施が中断しており、このことが条例で保障する情報を開示請求し開示を受ける権利を剥奪しているため、開示を受けることができなかった権利の具体的補償及び今後の開示を受ける権利保障を求めるといふものである。

(2) 平成〇〇年〇〇月〇日の開示に関して苦情申出人が開示を妨げたとしていることについて、教育総務課の主査Sから聴取したところによればおおむね以下のとおりであった。

ア 〇〇時〇〇分頃、開示の場に隣接したセンターの執務室から、話が途切れたところを見計らって「すいません。ちょっとすいません。」「千葉商業高校の関係で」と声をかけながら、入っていった。

これに対して、苦情申出人は「妨害しないでくれ。」と言ったが、説明するため「千葉商業高校の関係で」と繰り返した。このため、苦情申出人は「妨害しないでくれ。帰るぞ。」と言って資料を封筒に入れ、帰る支度を進めた。その後、「千葉商業高校の話をするんだったら、教育政策課と私に了解を求めなくてはいけない。随意に入ってきて、横から違う話を始めている。」と発言した。開示の場に入ってから、苦情申出人が帰るまでの時間は4分程度であった。

イ 苦情申出人は、「主査Sがかなり興奮しており、手を上げたり体当たり等の暴力を振るう危険がある。」「いきなり侵入して暴れた」とするが、苦情申出人から強く「妨害しないでくれ」と言われ舞い上がっていたということはあるが、暴れたという事実はなく、開示をしているテーブルは苦情申出人と開示を実施していた担当課職員二名が対面しており、担当課職員の側から話をしていて、テー

ブルの脇は衝立があり、担当課職員の側から苦情申出人の側にはスムーズには行けず、到底暴力を振るったり体当たりをするなどできるテーブルの配置ではない。

ウ 開示の場に入っていったのは、主査Sが執務室に待機していることを伝えるためであるとともに、千葉商業高校から苦情申出人に渡すよう頼まれた書類のためである。特に、手を煩わすような用件があったわけではなく、単にいたことを通告し、書類を手渡すためであった。

(3) 開示を実施していた担当課職員から聴取したところ、おおむね次のとおりであった。

苦情申出人が言うような「いきなり侵入して暴れた」などということはない。また、「当方が教育政策課担当者二人の前に座った途端、主査Sが開示の場に乱入し威嚇恫喝脅迫等喚き散らした・・・」との記述についても、少なくとも開示を実施して、10分から20分後に、話が途切れたところに「すみません」と言って入ってきた。特に乱入とのイメージはなく、ましてや威嚇恫喝脅迫等喚き散らしたとの様子はなかった。

(4) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 苦情申出人が開示の実施を中断する原因としている主査Sがいきなり侵入して暴れたことについて

開示の場の苦情申出人と主査Sの位置は、テーブルで隔絶され、双方から反対側には容易にいけるものではなく、苦情申出人の主張するような主査Sが手を上げたり体当たりをするようなスペースがない。このような物理的葉位置関係からすれば、危惧するような事態が起こる可能性はきわめて低く、主査Sが暴力行為におよんだとする異議申立人の主張は是認できない。

また、主査S及び開示を実施していた二名の担当課職員の説明によれば、苦情申出人の主張するような「いきなり侵入した」のではなく、平穩に「ちょっとすみません」と声をかけて入ってきたのであり、常識的な範囲でのやりとりである。

イ 当日予定していた開示とは別の用件であることについて

仮に、苦情申出人としては、歓迎せざる用件であるとしても、社会通念上、主査Sが隣接執務室にいたことの通告及び千葉商業高校から頼まれた書類を渡すことが開示を妨げるとまではいえない。

このことは、主査Sが「ちょっとすみません」と入ってから、苦情申出人が出ていくまで4分程度の出来事である。

以上から、平成〇〇年〇〇月〇日苦情申出人の開示を受ける権利を侵害しているという事実は認められず、また、苦情申立人の指摘する他の中断についても当部会で判断したとおり不適切な点はない。

なお、開示の実施については信義に基づき双方が誠実に行わなければ成立し得ず、実施機関だけでなく苦情申出人も互いに協力して開示を行うべきである。また、開示の実施において職員は慎重に処理すべきである。

担当委員	橋本拓朗、桑波田和子
------	------------

処 理 結 果 通 知 書

政法第2923号-1
情公推第27号-1
平成27年12月25日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年10月21日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案16：平成27年10月21日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇分ごろ、千葉県教育庁（以下「教育庁」という。）財務施設課（以下「財務課」という。）隣室倉庫で実施された異議申し立てに係る口頭による意見陳述妨害。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>教育庁教育総務課（以下「教育総務課」という。）文書・情報室S主査（以下「S主査」という。）が、自らの行為は教育総務課事務分掌に従って行っていると繰り返し主張する。</p> <p>よって、S主査の行為は、教育総務課長（以下「課長」という。）の指示指導ならびに承認のもとに行われている。課長による不当行為が止まない。</p> <p>課長は、下記（3）に指摘するとおり、S主査ら下僚に指示し、当方の意見陳述を妨害するため、深刻な不当行為を行った。仮に当該違法行為を課長が知らず、S主査ら同課職員による単独行為であるならば、それこそ課長が教育総務課を担任する能力がないことを証明することとなり、事態はより深刻である。千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、教育長に対し、直ちに課長の不当行為をやめるよう指示すべきである。</p> <p>(3) 苦情の理由</p> <p>ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇分頃、当方は財務課隣室倉庫において、異議申し立てに係る口頭意見陳述を行った。この陳述に先立って、極めて異例なことに、課長が当方を教育総務課事務の場に呼び出すなど、教育庁の事務遂行に関する基礎基本の認識が無く、初歩的な知識に欠けることを指摘した。</p> <p>イ 意見陳述は上席者、千葉県立松戸南高等学校事務主幹兼事務長〇（以下「〇事務長」という。）の主導によって開始された。しかし当方が意見陳述を開</p>
------	---

始すると、O事務長の隣に座ったS主査が、当方の陳述最中に、これを読めとばかりにA4大の紙を、O事務長の顔面に数回突き出した。S主査のこの行為に対し、O事務長はこれを差し止めなかった。

ウ 陳述の最中だったので、当方はO事務長の注意力を陳述に戻すため、陳述を中断し次のような注意を行った。

「当方は陳述の最中であり、S主査の行為は妨害となる。なぜO事務長は注意しないのか。下僚であるS主査からメモを突き出される状態は異常ではないか。これでは静穏に静謐に陳述することができない。」

この指摘に対し、O事務長は「すいません」と謝罪した。しかしS主査は隣席の上司が謝罪をしているにもかかわらず、平然としてそっぽを向き、一言も言葉を発しなかった。この指摘事実は、録取書作成用に録音されているから、推進会議は必ず現認されたい。

エ 当方は上陳述妨害を受け、順序だった陳述のやりづらさを感じながらも陳述を再開した。そしてしばらくたったころ、手元の書類に目を落として顔を起してみると、S主査がO事務長の方ににじり寄り、O事務長の腰のあたりを突く動作を行っていた。さすがに下僚が上司の体に平然と手をかける様子は異常であり、直ちに意見陳述を中断し、以下の注意を行った。

「何をしている。なぜ上司の体を突くのか。O事務長はこんなことを下僚からされて平気なのか。異常極まりない。これでは、陳述ができない。今度、こんなことがあったら意見陳述を中止する。」

この指摘に対し、O事務長は小声で「二人でやっているものですから」と、S主査の不当行為を認めた。この指摘事実は、録取書作成用に録音されているから、推進会議は、必ず現認されたい。

オ このところのS主査の相次ぐ不当行為が、意見陳述の場においても平然と行われた。しかもその行為は、当方の目の前で、上司である事務長に対し遠慮なく行われた。O事務長がS主査のふるまいを受け入れる背景には、S主査に対する課長の指示指導ならびに承認があることを知っているからだと思える。教育総務課は、組織ぐるみで当方の意見陳述を妨害した。推進会議は、「妨害とまでは言えない」などと苦し紛れの言い逃れをするべきではない。現に被害を受けた当方が、被害事実を録音で確認するよう申し立てている。

2 調査の概要

平成27年10月21日 苦情の申出書の受付（苦情事案16）

平成27年11月10日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への文書による調査

平成27年11月10日 教育総務課職員からの聴取

平成27年11月25日 実施機関から文書による調査の回答の受付（教育総務課）

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦

情処理調査部会」という。)で審議

3 処理結果

(1) 本件の苦情は、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の実施時に、聴取者である教育総務課担当者により、苦情申出人の口頭意見陳述が妨害されたというものである。

(2) 実施機関の説明要旨

本件苦情に係る実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

ア 当該口頭意見陳述の聴取者は、O事務長とS主査であることは、苦情申出人に対して事前に通知されており、O事務長が主に聴取を行い、S主査がこれを補助する役割を分担していた。

イ 「苦情申出人を教育総務課に呼び出した行為を、事務遂行に係る基本的認識にかける」と主張することについては、実施場所は「千葉県庁中庁舎9階会議室」と明示したが、苦情申出人は当該場所に不案内であると考え、教育総務課職員が実施場所まで案内すると連絡したものであり、一般的にも非常識と評価されるものではないと考える。

ウ 苦情申出人とS主査との間には様々な問題があったため、苦情申出人に明らかに分かるようにO事務長を補助すると、苦情申出人の気分を害し、陳述がうまくいかなくなると考えた。

エ そのため、S主査は、A4の紙に「請求は1つ」と記載し、体は苦情申出人を向いたまま、座っていた机の前にO事務長が見やすいように斜めに傾けて気づいてもらえるように紙を動かし音を立て、O事務長を何度も見た。

O事務長はこの陳述において終始、苦情申出人を見ていたため、しばらくこの紙には気づかなかったが、少し左を見た時に、「請求」という言葉を判読し、1枚の行政文書開示請求書から部分開示決定と不開示決定をしたので、これらを併せてこの陳述を行っていると言ったと苦情申出人に答えた。

オ また、苦情申出人が手元の書類に目を落としている間に、苦情申出人に向いていた右足を斜め45度にし、右手でシャープペンシルの尻でO事務長の太ももを突いた。O事務長及び苦情申出人はこのことに気づき、苦情申出人がこの行為の説明を求めたため、O事務長は、今日はこの二人で聴取をすることになっている旨を苦情申出人に伝えた。

(3) 苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

苦情申出人が、口頭意見陳述を妨害されたとするS主査の行動は、口頭意見陳述の事務遂行上、O事務長を補助するため、事務長の注意を自分に向けさせようとの意図で行ったものであり、所持していたA4の紙もそのためのメモであるとのことである。

聴取者が複数の場合、意思疎通のため、聴取者間で確認を行うこともあり得るものであり、本件のS主査の行為の態様から、S主査の行為が苦情申出人の指摘するほどの、聴取の妨害とまで評価されるとは認められない。

また、S主査は、苦情申出人から同人の挙動について指摘されてからは、言動を控え、円滑な聴取の実施に配慮したというのであるから、この点においても、聴取の妨害とまでは認められない。

よって、実施機関の事務処理上の不適正な点はない。

調査委員

末吉 永久、中橋 一夫

処 理 結 果 通 知 書

政 法 第 3 0 0 7 号 - 1
情 公 推 第 3 6 号 - 1
平 成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年10月28日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案17：平成27年10月28日付け。「補足」と称する文書については平成27年10月29日付け。(以下「本件苦情」という。)</p> <p>(1) 平成27年10月20日(火)、当方は千葉県教育庁企画管理部教育総務課(以下「教育総務課」という。)主査S並びに同主事Mから同課に係る情報の開示を受けた。その際、次回10月27日(火)は第一候補として県立千葉商業高校から、第二候補として教育政策課から開示を受けるので対応するよう要請した。また、主査Sらは、同日開示された情報のうち、担当が異なるので説明できないと言った箇所につき、後に担当者から説明を聞き取り、概ね一週間以内にメモ等を送付することを約束した。</p> <p>(2) 10月27日(火)、千葉県情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)に開示を受けるために赴いたところ、センター個人情報・相談調整班長Iが対応し、概ね以下のようなやり取りがあった。</p> <p>班長I「今日は福利課が開示を行う。その連絡文書(以下「本件連絡票」という。)が送付されているはずだ。」</p> <p>当方「連絡など来ていない。」</p> <p>班長I「10月23日に主事Mが発送したと言っている。」</p> <p>当方「10月23日は金曜日で、土日を挟んで月曜日。今日は火曜日だ。当方はその連絡を知らない。」</p> <p>班長I「連絡に電話が使えないから、このようなことになる場合がある。」</p> <p>当方「いつ電話連絡ができないといった。ここに電話連絡を受ける方法が書いてある。(当方が作成した開示請求書欄外を示した。)」</p> <p>班長I「よく確認しなかった。」</p> <p>主事M「10月23日に発送した。」</p>
------	---

当方はこのとき、主事Mが本件連絡票を10月23日に発送していない可能性を感じ取った。班長Iも、これを承知の上で同じく嘘をついている危険性を感じた。主事Mは釈明や謝罪もなく立ち去ったので、班長Iに次のように指摘した。書面送付に支障が出ていることに対し、度々千葉県情報公開推進会議に苦情を申し立てていることを知っているはずだ。こんな杜撰な対応は一般社会では通用しない。開示請求者がセンターに来てみれば、全く知らない担当課から開示を受けさせられる。異常である。

(3) 10月28日(火)10時40分までセンターで待機したが、その後、教育総務課長は何もせず、同課職員を一切派遣しなかった。この日で5度、開示を受けることができなかったが、このことにつき釈明や謝罪等は一切ない。教育総務課長の指示指導、承認によって、市民県民が被害を受けている。

(4) 10月27日(火)まで、本件連絡票は届いていない。10月23日(金)までに郵送したとする事実は虚言の疑いが濃厚である。

10月20日に約束した、説明のメモ等も一切届いていない。

(5) (以下、10月29日付けの「情報公開事務に係る苦情の申出書(補足)」による。)

本件連絡票、説明のメモ(「行政文書開示請求に係る質問について(回答)」)は、10月28日午後5時過ぎに到達した。仮に教育総務課長主張のとおり、10月23日に本件連絡票が投函されていたならば、送達日は最速で10月26日月曜日夕方もしくは翌火曜日である。よって、10月23日(金)までに発送したという事実は考えられず、虚言の疑いが濃厚である。

また、仮に10月23日(金)に投函され、10月26日(月)夕方に届いたとしても、開示日である10月27日は午前8時30分前には〇〇を出発せざるを得ず、決定通知書その他資料を整理準備する時間の余裕はない。10月23日に投函されていたとしても対応不能であり、教育総務課長は故意にこうした不当な行為を繰り返している。

2 調査の概要

平成27年10月28日 苦情の申出書の受付(苦情事案17)

平成27年10月29日 苦情の申出書(補足)の受付

平成27年12月2日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦情処理調査部会」という。)で審議

3 処理結果

(1) 本件は、平成27年10月27日に苦情申出人による行政文書開示請求に基づき開示を行う課が、苦情申出人が要請した県立千葉商業高校あるいは教育政策課ではなく、千葉県教育庁企画管理部福利課(以下「福利課」という。)であったが、そのことにつき10月27日までに苦情申出人には連絡がなかった

こと、また、10月20日の行政文書開示の際、担当が異なるため説明できなかった箇所につき、概ね一週間以内に説明のメモ等を送付することを担当者が約束したにもかかわらず、10月27日時点で未だ送達されていないことに対する苦情である。

(2) 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の説明

担当課である教育総務課から、本件苦情の経緯等について聴取したところ、以下のとおりであった。

ア 10月20日以降、本件連絡票発送までの経緯について

苦情申出人から10月27日に開示せよとの要請があった県立千葉商業高校、教育政策課については、これに従えるか不明であったため、「課に戻って確認し、無理なようであれば連絡する」といった旨を苦情申出人に伝えた。

その後、教育総務課が県立千葉商業高校担当者に確認したところ、苦情申出人との間で開示が予定されていたものについては、全て開示を終えているとのことであった。

また、同課が教育政策課に確認したところ、開示実施日を〇〇月〇〇日に予定してスケジュールを組んでいるため、2週間早められると対応が困難となるとのことであった。なお、この開示実施日については、〇〇月〇日付けの決定通知書に記載しており、当該通知書は決定後すぐに苦情申出人に送付しているため、数日以内には苦情申出人に到達しているはずであるとのことであった。

そのため、開示予定の文書がある他の課につき検討を行い、福利課が対応できるとのことであったので、同課に決定し、10月23日に当該変更についての通知である本件連絡票を郵送した。なお、このとき福利課が開示を予定したのは複数の文書であり、最も古いもので開示実施日を平成27年7月28日とする7月15日付けの決定通知書により通知された文書であった。福利課は毎回予定された日に開示できるよう準備を整えていたが、苦情申出人は開示が実施されても途中で帰る、来庁しても開示の実施を受けない、等の行為を繰り返しており、10月20日時点においてもまだ開示が実施されていなかったものである。

イ 郵送処理について

(ア) 担当課での本件連絡票送付処理についての経緯

教育庁から提出された「切手使用簿」には、「10月23日 発送先：開示請求者、課名・使用者：総務 主事M、郵便区分：定形、使用合計金額：82円、切手使用枚数：82円切手1枚」の記載がある。

教育総務課によれば、本件連絡票は、10月23日午後6時頃、担当者が中庁舎喫煙所前ポストより投函したとのことである。

(イ) 投函以後の経緯

苦情処理調査部会が調査したところによると以下のとおりである。

a 千葉中央郵便局によれば、上述のポストからは、午後7時から8時の間に、集荷が行われた。

〇〇郵便局によれば、土曜日にも配達を行っているとのことである。

b また、日本郵便株式会社のホームページによれば、千葉県庁の所在する千葉市中央区市場町を管轄する千葉中央郵便局から17時までに定形郵便物を発送した場合、苦情申出人の住所であれば翌日送達されるとのことである。ただし、同ホームページによれば、この日数は一般的な目安を示したものであり、天候等によっては遅れる場合もあるとのことである。

内国郵便約款（平成24年10月1日実施）には、「郵便物（特殊取扱とするもの及びその郵便物と同種の他の郵便物と異なる取扱いをするものを除きます。）の送達日数は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由による場合を除き、差し出された日の翌日から起算（差し出された時刻により、差し出された日の翌日以外の日から起算することがあります。）して3日後（日曜日、休日及び1月2日は算入しません。）以内とします。」と定められている。

ウ 10月27日の経緯について

教育総務課及び福利課の職員は、苦情申出人がセンターを立ち去るまで、センターの執務室内で待機していたが、苦情申出人から福利課とは過去の経緯（苦情申出人は福利課に関し苦情を申し立てていたところ、教育総務課によれば、苦情申出人は、苦情を申し立てたものについては、千葉県情報公開推進会議に対し失礼にあたるので開示物を見る気がない等の主張をしている）があるから本日は開示を受けられない等の申出が政策法務課の職員にあったため、開示の実施に至らなかった。

また、万が一苦情申出人に連絡が到達していなかった場合等を考え、福利課担当者は福利課の決定通知書の写しを持参していたが、それを提示する前に苦情申出人は退出してしまった。

エ 苦情申出人との通知手段の制限について

開示の実施に係る日程の調整については、電話で行うのが通常である。その理由は、迅速に調整が行うことができること、請求者又は実施機関が提示した日程が合わない場合等に請求者と実施機関の意思が疎通しやすいことである。苦情申出人を除いてほぼ全ての開示請求者が電話で調整を行っており、このようなトラブルが生じることはない。

苦情申出人の場合、最近の行政文書開示請求書（平成〇〇年〇〇月〇日付け）に「当方の留守電話録音機能は容量が小さく仕事で使用しますので、開示関係の連絡に際し利用することは控えてください。また仕事上、できるだけ対応できるよう18時以降の連絡を要請します。」と記載されている通り、電話は大多数の県職員には勤務時間外である18時以降に限定され、それも

苦情申出人が他事を行っているときには電話を取れない。FAXによる調整を行うことは苦情申出人から控えてほしい旨言われているため、利用できない。したがって、文書を郵送することになるが、それが大きな要因となり、本件苦情のような事態が発生している。

なお、この事実については、苦情事案14において、政策法務課が説明するところと同内容である。

オ 説明のメモ送付について

質問については、教育総務課内の関係各室に調整をとり、平成27年10月27日付けで「行政文書開示請求に係る質問について(回答)」と題する回答文を作成し、同日に発送している。

(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 発送に関する業務遂行の適切性について

10月20日の行政文書開示の場において、次回開示する課を指定する苦情申出人からの要請に対し、教育総務課は、苦情申出人から要請のあった課に開示の可否を確認してから連絡する旨を応答しており、この日から3日後である10月23日の発送である点についても、他課担当者との調整・協議等の必要を考えれば、事務処理が遅れているとはいえない。

また、切手使用簿の記録から見ると、教育総務課担当者は適正に発送業務を行っていたと認められ、10月23日午後6時にポストに投函したとすると、日本郵便株式会社によれば通常、苦情申出人の住所へは翌々日である10月25日が到達予定日であり、開示実施日の10月27日までに、1日分の余裕があったことになる。本来であれば、さらに余裕をみて発送することが好ましいが、開示日程の設定・変更等ではなく、開示する内容の変更である点、教育総務課が述べるように、この時点で他に通知手段がなかった点を考慮すれば、やむを得ない。よって、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。

イ 郵送を通知手段とすることについて

本件苦情は、本件連絡票について、上記3(3)アのとおり10月25日が到達予定日であるが、苦情申出人によれば、10月28日に到達したとのことに関するものである。

日本郵便株式会社内国郵便約款によれば、郵便物の送達日数は差し出された日の翌日から起算して3日後(日曜、祝日等は除く)以内であり、現代の通知手段としては迅速性に欠ける。また、郵送は到達日が不確定で、到達の確認も困難であり、苦情申出人への通知手段が郵送に限られていたことが苦情の申出の要因と考える。迅速かつ確実であることを求めるのであれば、こうした通知手段を利用することは、トラブルの発生リスクのみならず、関係課(所)に無用な負担を負わせることになる。また、行政文書開示請求に係る日程調整等のやり取りにつき、苦情申出人である特定の県民に対しての

	<p>みこうした対応をすることが長期的に続けば、本件苦情にみられるように開示請求者自身に不利益を与えるのみならず、他の事務を滞らせ、結果として他の県民に不利益を与えることにつながる。</p> <p>よって、実施機関は、申出人の要請するままに郵送のみによることとなっていた通知手段については改善し、申出人との間で、電話、メール及び来庁時の口頭での調整など、即時に連絡が取れるような、より良い通知手段をとるよう調整すべきである。</p> <p>ウ 説明のメモ送付について</p> <p>質問に対する説明のメモにつき、教育総務課担当者は10月20日に「概ね一週間以内に送付する」と説明したのであり、これを10月27日に発送し、10月28日に苦情申出人のもとに到達しているのであるから、この事務の遂行に何ら不適切な点はない。</p>
調査委員	末吉 永久、大田 紀子

処 理 結 果 通 知 書

政法第4178号-1
情公推第48号-1
平成28年3月30日

〇〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村 雅生

平成27年12月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案18:平成27年12月11日付け</p> <p>(1) 申出に係る苦情の原因となる事実</p> <p>ア 本年度、千葉県教育庁（以下「教育庁」という。）企画管理部教育総務課長は、当方が行った開示請求に対し、教育長名で2度の補正請求を行った。補正内容は次のとおり。「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため、開示請求に係る行政文書を特定することができません。」</p> <p>イ 上記2つの補正に係る請求内容は請求期間が異なるだけで、いずれも同一内容同一文言である。請求内容は次のとおり。</p> <p>「教育庁企画管理部教育総務課（以下「教育総務課」という。）が作成発出した情報を開示請求する（起案決裁文書を含む。）〇〇年〇〇月〇〇日より〇〇年〇〇月〇〇日までの分」</p> <p>ウ この開示請求の主旨は、〇〇〇〇年〇月〇〇日、教育庁企画管理部福利課（以下「福利課」という。）に対して行った開示請求と同一内容である。この請求に対し、教育委員長は、部分開示を行う決定を行い通知した。通知の内容は次のとおり。</p> <p>「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することを決定したので通知します。」</p> <p>エ しかし、本年度、教育長は教育委員長とは異なり、同一開示請求の内容が理解できず補正を行った。これでは教育長の認知認識能力に問題があると判断され、千葉県教育行政が抱える困難な問題の原因の一つがここにあると言われても仕方ない。</p> <p>(2) 苦情の趣旨</p> <p>教育総務課長が教育長名で行った補正請求は、教育長が開示請求の文言等その内容が理解把握できないということを対外的に宣言していることに等しく、教育長の名誉を著しく毀損し、教育庁組織で行う事務事業全体の</p>
------	---

信用を失墜させている。

直ちに本件補正を取消させ、教育長の威信を低下させた教育総務課長並びに教育総務課文書・情報室のSを指導処分すべきであり、貴推進会議は上事実を教育長に知らせ、指導処分するよう勧告すべきである。

(3) 苦情の理由

何ら補正を受ける理由が全くないにもかかわらず、本件補正はあたかも反社会組織の者が市民に因縁をつけるように、「請求を却下するところがある」と脅しながら、補正行為を強制している。まるで“やくざ”の吹っ掛け行為である。教育総務課長は、教育公務員としてその法を超え、教育長の信用を地に貶め、「公」の名の下に極めて深刻な職務権限の乱用を行っている。なお、教育総務課長の指示指導並びに承認によって不当行為を行った教育総務課主査Sの行為については別表で知らせた。(別表略)

2 調査の概要

平成27年12月11日 苦情の申出書の受付(苦情事案18)

平成28年2月3日 千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)への文書による調査

平成28年2月15日 実施機関から文書による調査の回答の受付

平成28年3月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会(以下「苦情処理調査部会」という。)で審議

3 処理結果

(1) 実施機関の説明要旨

ア 本件の補正決定の経緯

(ア) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1432番NO15044(行政文書開示請求書)について

平成〇〇年〇月〇日付け教総第〇〇〇号(補正依頼)で、この請求における開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載では、条例第7条第1項第4号に規定する事項の記載が不十分であり、開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、教育総務課長による決裁を経て、開示請求の対象となりうる行政文書を一覧にして情報を提供し、補正を求めた。また、この一覧に記載がない行政文書で開示を求める行政文書があるか回答を求めた。

(イ) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1189番NO15037(行政文書開示請求書)について

平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号及び平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号(補正依頼)で、この請求における開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載では、条例第7条第1項第4号に規定する事項の記載が不十分であり、開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、教育総務課長による決裁を経て、開示請求の対象となりうる行政文書を一覧にして情報を提供し、補正を求めた。

また、この一覧に記載がない行政文書で開示を求める行政文書があるか回答を求めた。

イ 現在の処理状況

(ア) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1432番NO15044について
平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条の規定を適用することを申出人に通知した。また、平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条に規定する相当の部分につき開示決定等をした。その後、この開示決定等に対して平成〇〇年〇月〇日付けで異議申立てがあり、平成〇〇年〇月〇日付け教総第〇〇〇号-1で千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

(イ) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1189番NO15037について
平成〇〇年〇月〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条の規定を適用することを申出人に通知した。また、平成〇〇年〇月〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条に規定する相当の部分につき開示決定等をした。その後、この開示決定等に対して平成〇〇年〇月〇日付けで異議申立てがあった。

ウ 補正の取扱いの相違について

平成〇〇年〇月〇〇日付け受付2752番NO13092（行政文書開示請求書）の請求時点においては、行政文書の開示を請求する件数が平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1189番NO15037及び平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1432番NO15044の請求時点より少なく、条例第14条の規定を適用することで対応できたが、平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1189番NO15037及び平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1432番NO15044の請求時点においては、条例第14条の規定を適用することで対応できないほど行政文書の開示を請求する件数が多く、事務の遂行に著しい支障が生じているためである。

(2) 苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

ア 本件の二請求に係る補正について

(ア) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1432番NO15044の処理状況について

実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条の規定を適用することを申出人に通知した。また、平成〇〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条に規定する相当の部分につき開示決定等をした。その後、開示決定等した部分については、平成〇〇年〇月〇日付けで苦情申出人から異議申立てが提出され、実施機関は審査会に諮問をした。

(イ) 平成〇〇年〇月〇〇日付け受付1189番NO15037の処理状況について

平成〇〇年〇月〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条の規定を

	<p>適用することを申出人に通知した。また、平成〇〇年〇〇月〇日付け教総第〇〇〇号で条例第14条に規定する相当の部分につき開示決定等をした。</p> <p>その後、開示決定等した部分については、平成〇〇年〇月〇日付けで苦情申出人から異議申立てが提出された。現在、実施機関は審査会へまだ諮問は行っていない。</p> <p>(ウ) 現在、二請求については、それぞれ一部について部分開示決定等がなされ、それに対し苦情申出人は異議申立てを提起している。</p> <p>部分開示決定をした部分に対する補正については、異議申立てが提起されたことにより、条例第27条の2第3項第2号（開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるもの）に該当し、さらに審査会に諮問された段階では、同項第1号（審査会の調査権限についての苦情）に該当することとなり、両号が競合することとなる。</p> <p>よって、当部会は、既に部分開示決定が行われた部分については、苦情申出人による異議申立てが提起されていることから、本件の二請求のうち、同部分に係る補正に関する苦情の申出に応ずることはできない。</p> <p>(エ) 特例延長の部分について</p> <p>特例延長された部分は、まだ実施機関による開示決定等の処分がなされていないことから、事務手続きの段階における苦情である。</p> <p>よって、補正の当否について以下のとおり判断する。</p> <p>苦情申出人が言うように、福利課と教育総務課への開示請求は、当該二課が作成発出した情報（起案決裁文書を含む）を開示請求する点と、期間を指定している点及び体裁等、形式的には同一である。</p> <p>しかし、開示請求書の記載が形式的に同一であれば、各所属での事務処理が必ず同一でなければならないわけではなく、開示請求についての事務処理の判断は、各所属長に任されているものである。</p> <p>そして、本件で教育長（実質的には専決権者の教育総務課長）が行った補正の求めに関して、苦情申出人の主張や実施機関の説明からは、実施機関による裁量権の逸脱・濫用を窺わせる特段の事情を認めることはできなかった。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p> <p>イ 教育総務課長等を指導監督すべき点について</p> <p>上記アのとおり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められず、教育長の名誉が棄損され、威信が低下したという事態は、本件に関しては生じていないことから、苦情の申出には応じられない。</p>
調査委員	橋本 拓朗、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第4177号-1
情公推第49号-1
平成28年 3月30日

○ ○ ○○○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成27年12月15日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案19：平成27年12月15日付け</p> <p>(1) 平成27年10月15日（木）午前10時より、当方は異議申立てに係る意見陳述を行おうとしたが、教育総務課S並びに千葉県立松戸南高等学校（以下「松戸南高校」という。）Aから意見の陳述妨害行為を受けた。これらの者はそれぞれ教育総務課長並びに松戸南高校校長の指示指導ならびに承認を受け、右妨害行為を行っているため、以下Sの行為を課長またAの行為を校長という。</p> <p>ア 事実経過は以下の通り。</p> <p>(ア) 同日午前9時30分過ぎ、意見陳述を行うために千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）に赴いた。そしてセンター職員に書類（別件）を提出していた。</p> <p>(イ) おおむね9時45分頃、センター職員執務場所から課長及び校長が突然現れて、校長がカウンター越しに「情報開示を行う」と言い出した。</p> <p>(ウ) 当方は、校長に着席するよう促し、さらに落ち着くよう言った。</p> <p>(エ) 課長は再び同センター職員が執務する部屋の入り口に戻り、半身となって当方の様子を窺った。校長は「これから開示を行う」と再度言った。</p> <p>(オ) 当方は校長に、本日はこれから（校長が勤務する）松戸南高校が行った不開示決定に対し意見の陳述をする。なぜ開示をするのかと質した。</p> <p>(カ) 校長はしどろもどろになって説明できなかった。そこで再三確認した結果、教育総務課Mの指示によると言った。</p> <p>(キ) 当方より、本件は露骨な意見陳述妨害であり、同様の深刻な妨害が二度ほど続いていることを指摘し、再度、校長の方で教育総務課Mから確認の上、当方に事情を知らせるよう要請した。</p> <p>(ク) この妨害行為によって、意見陳述はおおむね15分遅れて開始された。</p> <p>イ 校長及び教育総務課Mの虚言について</p>
------	---

校長は書面において、「ご都合が悪い場合はご連絡ください」としてあるが、当方から連絡がなかったため、開示を強行したと虚言を主張した。

なるほど教育総務課Mからの連絡文書には、その末尾に上文言が書かれている場合が多い。

しかしこれらは、以下の経過に基づく常套句である。教育庁各実施機関から当方に対し、30日以内に開示決定の通知を出さなければならず、開示日時は仮置きにして通知を出させてほしいとの要請があり、当方もこれを受けてきた。

すなわち実際の開示日は、センターを介し、開示を行う実施機関並びに日時を当方の申出で調整しており、このことはセンター、教育庁各課並びに校長は十分承知のことである。

従ってこれまでは、教育総務課Mが連絡文書文末の常套句として使用する「ご都合が悪い場合にはご連絡ください」という内容に即して開示が行われたことはない。

それが今回、この連絡に応答しなかったため、意見の陳述の直前になって開示を強行したというが、その説明は通らない。明らかな虚言である。

また〇〇月〇日、再び開示に訪れた校長に対し、開示実施機関並びに開示日時は決定通知に拠らず、センターを通じて具体的に調整していることを確認したところ、この事実を認めた。

よって課長か校長のいずれが嘘をついているのか判然としないが、校長が当方に寄こした説明書面は虚偽であることが判明している。課長の連綿と続く不法行為については別表で再度知らせる。

(2) 貴審査会に苦情の申立てを行ったとおり、当方は〇月〇日並びに同〇〇日の意見陳述を妨害されて実施できなかった。本件10月15日の陳述妨害は、続いて三度目である。教育長並びに課長は、計画的に当方の意見陳述を妨害していると言わざるを得ない。貴会議は、直ちに本件妨害行為を行ったものを指導措置し再発を防ぐよう、教育長に指示すべきである。

(3) 国民の権利として行政不服審査法で保障された意見陳述の機会を奪われまた妨害されてことについて苦情を申立てるのに、その理由は不要である。公費で費やして運営する貴推進会議のまともな調査と正常な判断を求める。

2 調査の概要

平成27年12月15日 苦情の申出書の受付（苦情事案19）

平成28年 2月 3日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査

平成28年 2月15日 書面による調査の回答

平成28年 3月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、口頭意見陳述前に不意に開示の実施が行われ、そのため口頭意見陳述が妨害されたという趣旨の苦情と解される。

(2) 本事案について、実施機関の説明は以下のとおりである。

ア 開示実施等の日程調整について

開示実施の日時について、不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができる。また、日程調整は、迅速、円滑、簡便に調整が行えることから、本件苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）を除いて電話で行っている。苦情申出人を除いてすべての開示請求者に対して電話で行っており、問題は生じていない。

苦情申出人は、電話での連絡ができず、ファクシミリによる調整も控えるよう言われているため、文書を送付し調整を行っている。

文書による調整については、開示決定通知書等の様式の注1（「指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出てください。」との記載）があるにもかかわらず、苦情申出人の要請で当該日時で都合が悪い場合には連絡していただきとする旨の連絡票を同封して行っている。これに対して、苦情申出人の都合が悪ければ、文書でその旨の回答があり、文書で複数の日時を提示するなどして再度日程の調整を行う。連絡がなければ、当該通知書に記載された日時で開示が実施される。

口頭意見陳述についても同様である。

イ 本件開示実施及び口頭意見陳述の日程調整について

口頭意見陳述については、〇月〇日付け松南第〇〇〇号で口頭意見陳述の日程を調整する通知を苦情申出人に対して送付した。これに対して、〇月〇日付けで苦情申出人から10月15日午前10時に口頭意見陳述を希望する旨の文書が届いたため、9月25日付け松南第〇〇〇号（以下「実施通知」という。）で口頭意見陳述を10月15日午前10時に実施する旨を通知した。

開示実施については、9月18日付け松南第〇〇〇号による部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）の中で、開示実施の日時は同年10月13日午前9時30分としたが、同日付送付票（以下「送付票」という。）で開示の対象となる文書量が少ないことから、本件口頭意見陳述実施前に開示を行わせていただきたい旨と、都合が悪い場合には連絡していただきたい旨を通知した。なお、これに対する苦情申出人からの連絡はなかった。

ウ 本件開示実施及び口頭意見陳述を同日に行ったことについて

開示実施を開示決定後速やかに行いたいこと及び苦情申出人に何度も御足労をかけるのは申し訳ないことから、送付票で苦情申出人に対し口頭意見陳述前に開示実施を行いたい旨提案した。これに対し、苦情申出人から連絡がなかったため、10月15日に開示実施に対応できるよう、担当課（所）職員を開示実施場所に待機させたものである。また、口頭意見陳述の聴取時間として午前10時から2時間以内とする旨を実施通知で苦情申出人に対し通知しており、10月15

	<p>日には午前10時10分頃から午前11時35分頃まで口頭意見陳述が行われた。なお、口頭意見陳述は苦情申出人から終わりにしようとの発言があったため終了した。</p> <p>エ 松戸南高校職員の〇〇月〇日の発言について</p> <p>〇〇月〇日は〇〇月〇〇日の誤りと思われ、〇〇月〇〇日のやり取りについては、おおむね1（1）イのとおりである。この対応は、松戸南高校職員が1人で行っており、開示実施を穩便に済ませようということから、苦情申出人の主張を肯定せざるを得ない状況であった。</p> <p>(3) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>実施機関は、近日中に苦情申出人の口頭意見陳述（松戸南高校が担当課（所））が実施される予定であったため、苦情申出人の利便性を考慮した上で、本件開示実施と本件口頭意見陳述を同日に実施するとの送付票を本件部分開示決定とともに送付した。その後、実施機関は口頭意見陳述を10月15日に実施する旨の実施通知を苦情申出人に送付し、前通知と併せて苦情申出人に対し、開示実施と口頭意見陳述は同日に行う旨を知らせた。そして、本件部分開示決定通知書に記載されていた10月13日に苦情申出人が来庁しなかったため、このことによっても、同日に実施する旨は苦情申出人に伝わっているものと理解し、松戸南高校職員は10月15日に開示実施を行おうとしたものである。</p> <p>また、開示実施について、苦情申出人の都合が悪いのであれば、苦情申出人から実施機関に対して連絡することもでき、その旨について送付票にも記載されていた。</p> <p>以上の経緯から、実施機関の対応に不適切な点は認められない。</p> <p>なお、当該口頭意見陳述は予定された時間内で終了し、苦情申出人から当該口頭意見陳述の終了を申し出たことから、苦情申出人に対して当該口頭意見陳述を妨害する意図をもっていたものと認めることはできない。</p>
調査委員	橋本 拓朗、上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第4179号-1
情公推第50号-1
平成28年 3月30日

〇 〇 〇〇〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成28年2月15日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案20：平成28年2月15日付け</p> <p>(1) 教育庁教育総務課は平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の間、当方に連絡票を送付し、教育庁福利課の開示を平成〇〇年〇月〇〇日に行うと連絡した。しかしその開示する量は12件の開示決定等に基づくものあって大量であり、〇月〇〇日一日のみで閲覧及び写しの交付を求めることは、だれが見ても困難なことは明らかである。</p> <p>(2) また、教育庁教育総務課長は所属職員をして、赤線を付した連絡票を主権者県民に送付している。</p> <p>(3) 貴会議に苦情を提起した教育総務課職員による開示妨害に引き続く、常軌を失した事務である。速やかに是正指示並びに指導をされたい。</p> <p>(4) (1) について</p> <p>これだけの量の開示が困難なことは、開示の調整を行うと称する教育総務課は最初から知っている。公開条例を悪利用して、開示請求者を揶揄しようとしている。</p> <p>(5) (2) について</p> <p>職場の同僚また友人知人の間においてさえ、赤線付きの連絡は行わない。行うとすれば、部下か低位に置く者に対する行為である。なるほど教育総務課は主権者県民を見下し、愚弄していることを自ら証している。教育総務課が常人の集団ならば、誰かがこのような非常識行為を差し止めるが、それもない。</p> <p>ちなみに、これら連絡票の記載に従い当方の都合を連絡しても一切応答はない。このことについて千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）に要請を行った。</p> <p>2 調査の概要</p>
------	--

平成28年 2月15日 苦情の申出書の受付（苦情事案20）
平成28年 2月22日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査
平成28年 2月26日 書面による調査の回答（福利課）
書面による調査の回答（教育総務課）
平成28年 3月15日 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「苦情処理調査部会」という。）で審議

3 処理結果

(1) 本事案は、以下の趣旨の苦情である。

- ア 12件の開示決定に基づく開示を一日で受けるのは困難であり、開示請求者を揶揄しているという趣旨の苦情
- イ 本件苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）に対し送付した連絡票に赤線を引くことは、非常識な行為であるという趣旨の苦情
- ウ 開示実施の日程調整について、連絡票の記載に従い苦情申出人の都合を実施機関に連絡しても応答がないという趣旨の苦情

(2) 本事案について、実施機関（福利課）の説明は以下のとおりである。

- ア 12件の開示決定における対象文書について
 - 月○日の開示実施予定の開示決定件数は13件であり、その対象文書16件（以下「本件開示文書」という。）の内容は以下のとおりである。
 - (ア) 行政文書の開示についてに係る起案文書（2件）
 - (イ) 行政文書開示請求書の却下についてに係る起案文書
 - (ウ) 異議申立書に対する決定について（諮問）のうち請求に係る部分（4件）
 - (エ) 異議申立書に対する決定について（諮問）に係る添付書類（4件）
 - (オ) 学校職員等の公務災害認定請求書について（送付）（2件）
 - (カ) 起案履歴一覧
 - (キ) アプリケーションインストール届（現給与システム）に係る起案文書
 - (ク) 育休任期付職員協議書の提出についてに係る起案文書

イ 13件の開示を一日で行うこととしたことについて

一見すれば、行政文書開示決定通知書及び行政文書部分開示決定通知書の数が13件で多いと考えられるが、苦情申出人が開示を請求した内容、当該通知書に記載された行政文書の件名から開示の実施を受ける行政文書の量は多くないと了知できると考えられる。

本件開示実施においては、苦情申出人が閲覧する行政文書の量、当該行政文書に係る開示決定等の内容を説明するために要する時間、写しの交付に要する時間、当該開示決定等後速やかに開示を実施したいこと、苦情申出人に何度も御足労をかけるのは申し訳ないことを考慮して開示を実施している。

(3) 本事案について、実施機関（教育総務課）の説明は以下のとおりである。

- ア 連絡票に赤線を引いたことについて

開示実施の日時について、不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができる。また、日程調整は、迅速、円滑、簡便に調整が行えることから苦情申出人を除いて電話で行っている。苦情申出人を除いてすべての開示請求者に対して電話で行っており、問題は生じていない。

苦情申出人は、電話での連絡ができず、ファクシミリによる調整も控えるよう言われているため、文書を送付し調整を行っている。

文書による調整については、開示決定通知書等の様式の注1（「指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出てください。」との記載）があるにもかかわらず、当該日時で都合が悪い場合には連絡してくださいとする旨の連絡票を同封している。そして、当該連絡票に注意を喚起する意味で赤色の下線を引いたものである。

イ 苦情申出人の連絡に対する応答について

苦情申出人は、「当方の都合を連絡しても一切応答はない。このことについてセンターに要請を行った。」と主張しているが、実施機関で当該要請文書である平成〇〇年〇月〇〇日付け文書（以下「本件文書1」という。）及び同文書記載の「〇月〇〇日に連絡しました」とされる平成〇〇年〇月〇〇日付け文書（以下本件文書1と併せて「本件文書」という。）を確認したところ、いずれもセンター宛ての文書であり、「お手配」、「お伝え」及び「お取り計らい」と記載されており、これに対して応ずる必要はないと考える。なお、この「お伝え」を踏まえた上で、実施機関として火曜日に開示の実施を行っているところである。

(4) 苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 12件の開示決定に基づく開示を一日で受けることについて

苦情申出人は今年度167件の行政文書開示請求を行っていること及び苦情申出人から火曜日以外に開示を受けるのが困難との連絡を受けていることから、必然的に一回の開示実施において相当量の開示実施が行われることはやむを得ないと考えられる。また、本件開示文書は、実際に苦情申出人が以前閲覧した文書が大半を占めている点、一回の開示実施で開示文書が閲覧できない場合には、後日残余の開示文書を閲覧することは可能である点を併せると、今回の開示に係る文書量は実質的にみて必ずしも多いとまでは認められず、実施機関の対応に特段不適切な点は認められない。

イ 連絡票に赤線を引いたことについて

一般的に、文書において注意喚起をするために強調部分に赤線を引くことは通常行われているものである。本件においては、上記(3)アのとおりであり、苦情申出人に送付した連絡票に、都合が悪い場合には実施機関に対して連絡する旨の注意を促すため赤線を引いたことは、苦情申出人に対し開示日時の変更が可能である旨を単に強調するためであり、それ以外の目的があったとは認められないものと判断する。

ウ 実施機関に対する苦情申出人の連絡に対する応答について

	<p>苦情処理調査部会で本件文書を見分したところ、(3)イの実施機関の説明のとおりであり、直接の応答はないものの、実施機関に苦情申出人からの連絡は伝わっており、それに応じた形で取扱いがされていることから、これらの実施機関の判断及び対応に不適切な点は認められない。</p> <p>エ 附言</p> <p>今年度、苦情申出人と実施機関の間における苦情の申出は19件に上っており、苦情の内容においても同種のもものが複数見受けられる。情報公開事務に係る苦情については、第一義的に実施機関と苦情申出人との間で解決を図るべき問題であるため、実施機関においては過去の苦情処理結果を参考に円滑な開示実施に努めるべきであり、苦情申出人においてもこれに協力すべきであることを附言する。</p>
調査委員	橋本 拓朗、上谷 豪